

第2期君津市 子ども・子育て支援計画 【素案】



君津市
マスコットキャラクター
きみびよん

令和●年●月

君 津 市

は じ め に

市長あいさつ

※掲載予定

令和●年●月

君津市長 石 井 宏 子

目 次

第1部 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3

第2部 君津市の現状

1 君津市の概況	4
2 君津市子ども・子育て支援ニーズ調査	8
3 第1期計画の評価	14

第3部 計画の基本的な考え方

1 基本理念	18
2 基本方針	19
3 基本目標	20
4 施策の体系	22

第4部 施策の展開

基本目標1 みんなで子育てによりそい、ささえるまちづくり	23
基本目標2 すべての子どもが健やかに生まれ育つまちづくり	30
基本目標3 心身ともにたくましい子どもが育つまちづくり	36
基本目標4 子どもの安全を守り、安心できるまちづくり	38

第5部 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

第1節 制度の全体像	40
第2節 教育・保育の量の見込み及び確保方策	42
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	46

第6部 計画の推進体制

1 計画の進捗状況の把握	53
2 地域、関係機関・団体との連携と協働	53
3 計画の実施状況の点検・評価	53
4 君津市子ども・子育て会議	53

資料編

第1節 君津市子ども・子育て会議条例	54
第2節 君津市子ども・子育て会議委員名簿	55

第3節	第2期君津市子ども・子育て支援計画検討委員会設置要綱	56
第4節	策定経過	58

第1部 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

君津市では、平成22年3月に「君津市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「すべての子どもたちが安心して過ごせるまちづくり、すべての親が安心して子育てできるまちづくり」を基本理念に、保育サービスの充実、次世代の育ちへの支援、仕事と子育ての両立への支援等の事業に取り組んできました。

家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化や少子化の急速な進行、待機児童の増加に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指し、本市においても、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため「君津市次世代育成支援行動計画」によるこれまでの取組の成果を踏まえて、平成27年3月には「君津市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

国や市における対策が進められる中でも、出産・子育てへの不安や孤立感を持つ保護者の増加や、待機児童の発生、子どもの貧困など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、継続的な支援や多様な機関が連携した対応の必要性が高まっています。

このような状況の変化に対応するため、妊娠から出産、子育て、子どもの成長を通じて切れ目のない支援が重要であり、子どもと子育て家庭に対する支援の推進が求められます。

また、子どもたちが家庭環境に関わらず、将来の希望を描くことができるように、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援など、子どもの成長段階に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、「第2期君津市子ども・子育て支援計画」を策定します。

この「第2期君津市子ども・子育て支援計画」は、第1期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置づけます。

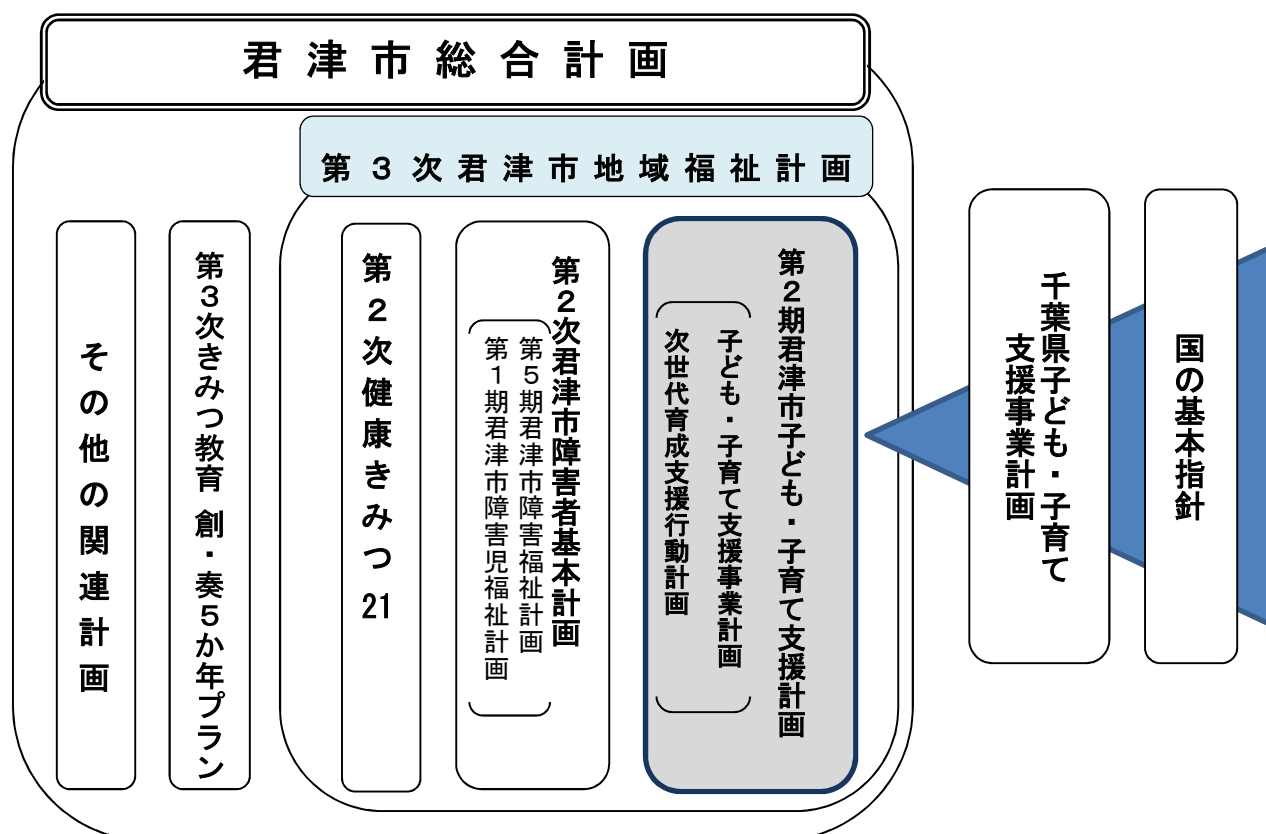
「子ども・子育て支援法」の第61条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「子ども・子育て支援事業計画」といいます。）として策定します。前期に続き、子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

その他にも、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（以下「次世代育成支援行動計画」といいます。）計画として位置づけます。

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これにより、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

本市では、できる限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に取り入れ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく、市町村行動計画の性格を合わせ持った計画を策定します。

本計画は市のまちづくりの基本となる「君津市総合計画（まちづくり構想）」（平成25年度～令和4年度）を上位計画として、他の関連計画と整合性を図った市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。



3 計画の対象

本計画は子どもとその家庭、地域住民、企業などすべての個人及び団体を対象とします。
 なお、本計画における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
 また、社会、経済状況の変化や子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

本計画及び関連計画の期間

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	君津市総合計画（まちづくり構想）				
	第3次君津市地域福祉計画				
第1期	第2期君津市子ども・子育て支援計画 （子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画）				
	第2次君津市障害者基本計画	第3次君津市障害者基本計画			
	第2次健康きみつ21（平成25～令和5年度）				
	第3次きみつ教育 創・奏5か年プラン				

第2部 君津市の現状

1 君津市の概況

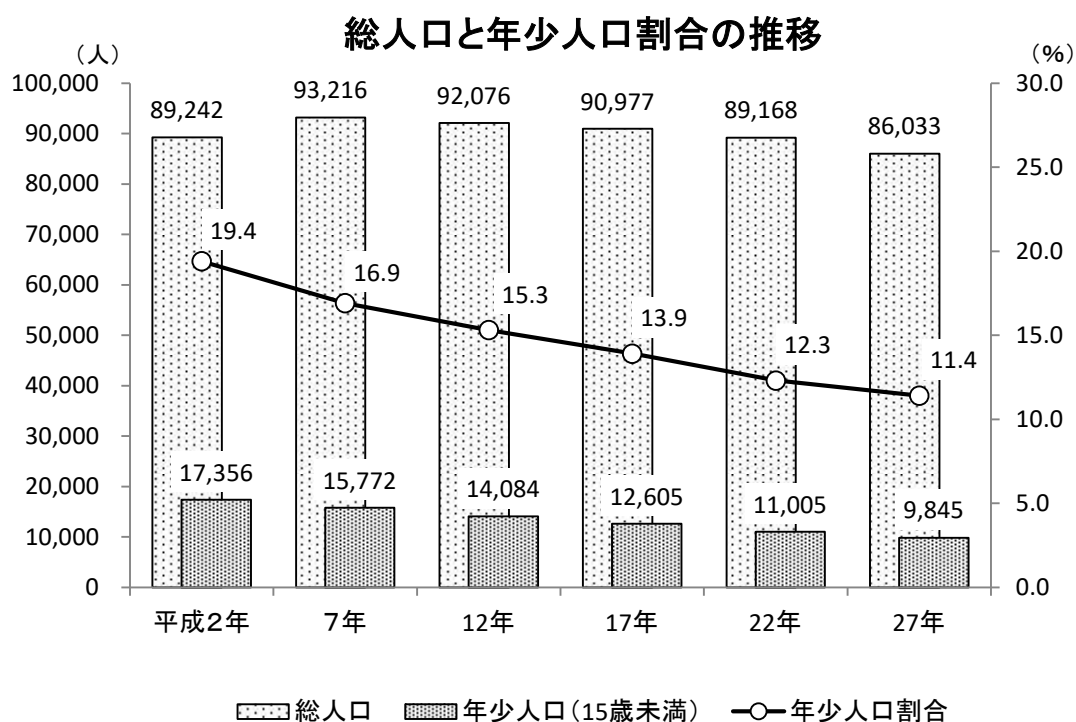
1 人口の動向

(1) 総人口と年少人口割合の推移

本市の総人口の推移についてみると、平成7年以降減少しており、平成7年では93,216人であったのに対して、平成27年では86,033人と20年間で7,183人の減少がみられます。

15歳未満の年少人口の推移についてみると、平成2年以降一貫して減少を続けており、平成2年が17,356人であったのに対して、平成27年では9,845人となっています。

また、総人口に占める年少人口の割合についても同様に低下を続けており、平成2年が19.4%であったのに対して、平成27年では11.4%となっています。



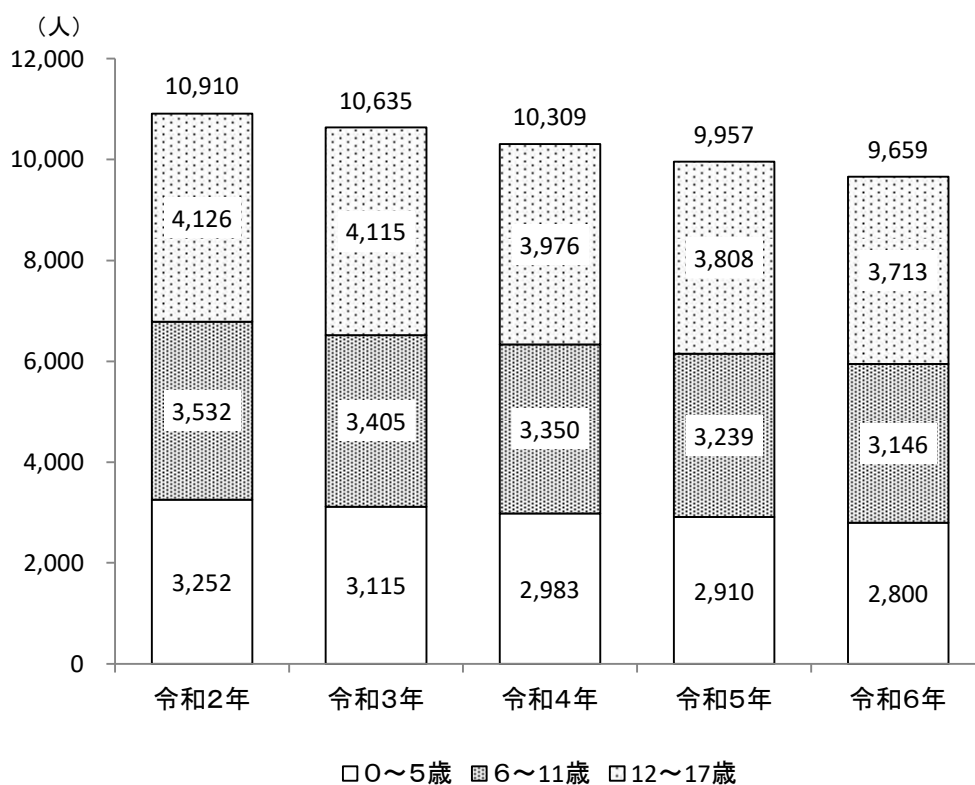
資料：国勢調査

2 人口の推計

(1) 計画期間における推計児童人口

推計児童人口についてみると、令和6年には0～5歳の人口は2,800人、6～11歳は3,146人、12～17歳は3,713人になると推計されます。

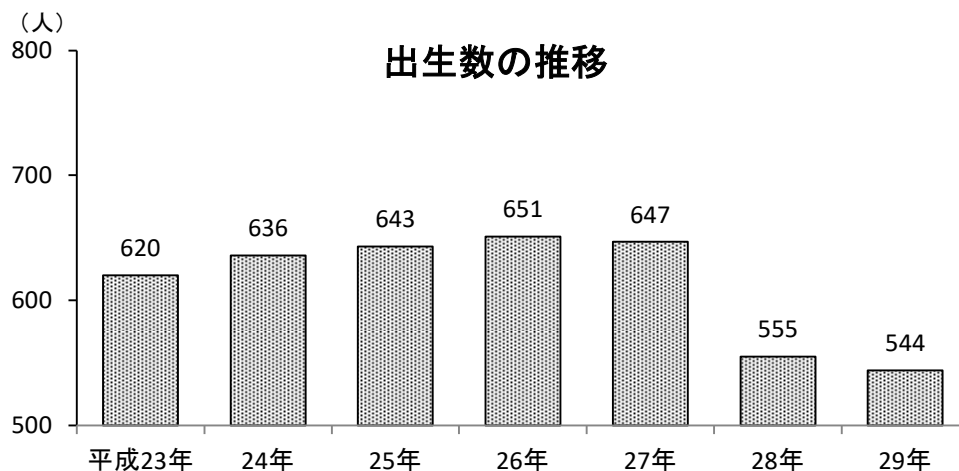
なお、推計については、平成26年～平成30年の住民基本台帳の実績値をもとに、コーホート変化率法を用いて算出しています。



3 出生の動向

(1) 出生数の推移

本市の出生数（１年間に生まれた子どもの数）は、平成23年の620人から平成26年の651人まで微増し、平成27年では647人と微減し、平成28年では555人と大きく減少しています。

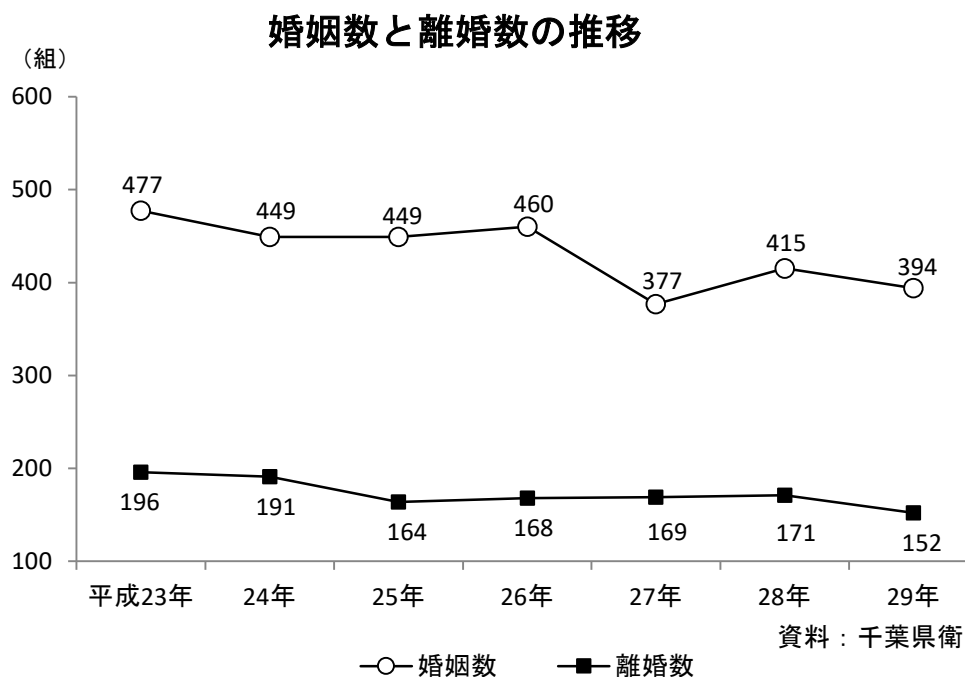


資料：千葉県衛生統計年報

(2) 婚姻数と離婚数の推移

婚姻数は、平成26年の460組から、平成27年には377組と大きく減少し、その後増減を繰り返しています。

また、離婚数は平成24年まで200組前後で推移していましたが、平成25年は164組と減少し、平成29年には152組まで減少しています。



資料：千葉県衛生統計年報

4 幼稚園入園状況

幼稚園の最近6年間の入園状況は次のとおりになっています。

平成26年の791人から増減を繰り返し、令和元年には764人となっています。

君津市内幼稚園入園状況

	(人)				
	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
R1.05.01	3	237	264	260	764
うち市外受入	1	64	62	70	197
H30.05.01	1	222	249	256	728
うち市外受入	0	52	60	70	182
H29.05.01	4	213	254	277	748
うち市外受入	1	54	65	63	183
H28.05.01	3	212	279	290	784
うち市外受入	1	56	65	70	192
H27.05.01	1	211	281	281	774
うち市外受入	1	58	64	64	187
H26.05.01	4	197	275	315	791
うち市外受入	0	58	62	57	177

資料：君津市統計／各年5月1日現在

5 保育園入園状況

保育園の最近6年間の入園状況は次のとおりになっています。

平成26年の1,109人から平成28年までは増減し、平成29年には1,132人に増加しています。翌年から減少傾向にあり、平成31年には1,093人となっています。

君津市内保育園入園状況

							(人)
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H31.04.01	36	154	183	224	246	250	1,093
うち市外受入	0	2	3	6	8	8	27
H30.04.01	36	146	192	235	250	249	1,108
うち市外受入	1	2	5	6	6	6	26
H29.04.01	44	149	198	238	254	249	1,132
うち市外受入	0	4	6	4	6	9	29
H28.04.01	47	141	186	234	242	249	1,099
うち市外受入	1	5	1	5	7	10	29
H27.04.01	35	136	181	210	246	268	1,076
うち市外受入	0	1	4	5	10	11	31
H26.04.01	32	130	157	228	265	297	1,109
うち市外受入	2	5	4	9	14	11	45

資料：君津市統計／各年4月1日現在

2 君津市子ども・子育て支援ニーズ調査

1 調査目的

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握すること、教育・保育及び、地域の子育て支援事業等の必要量の見込み、確保方策を検討する基礎資料を得るために実施したものです。

2 調査対象と調査方法

調査対象： 1. 市内の就学前児童がいる世帯 : 1,300世帯

2. 市内の就学児童（1～3年生）がいる世帯： 700世帯

調査方法： 郵送によるアンケート調査（就学児童調査のみお礼兼督促状を発送）

調査期間： 平成30年12月10日（月）～12月26日（水）

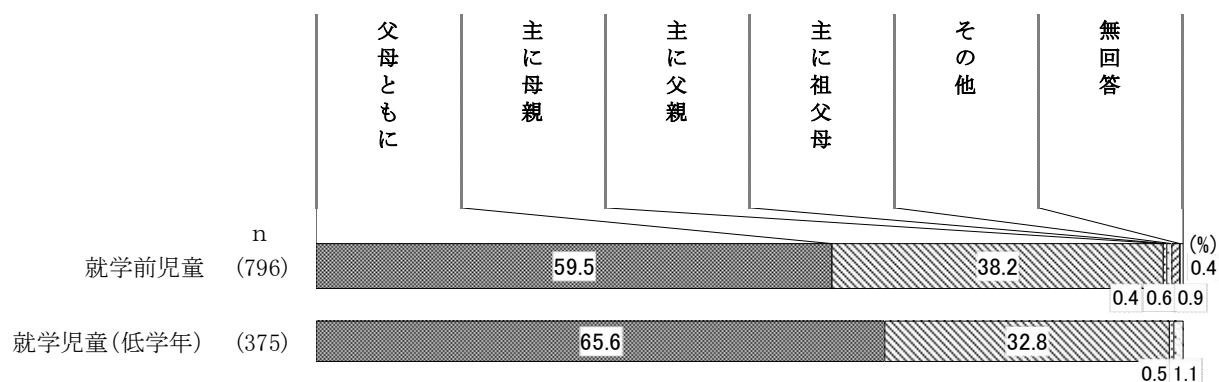
3 回収結果

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	1,300件	796件	61.2%
2. 就学児童調査（小学1年生～3年生）	700件	375件	53.6%

4 主な調査結果

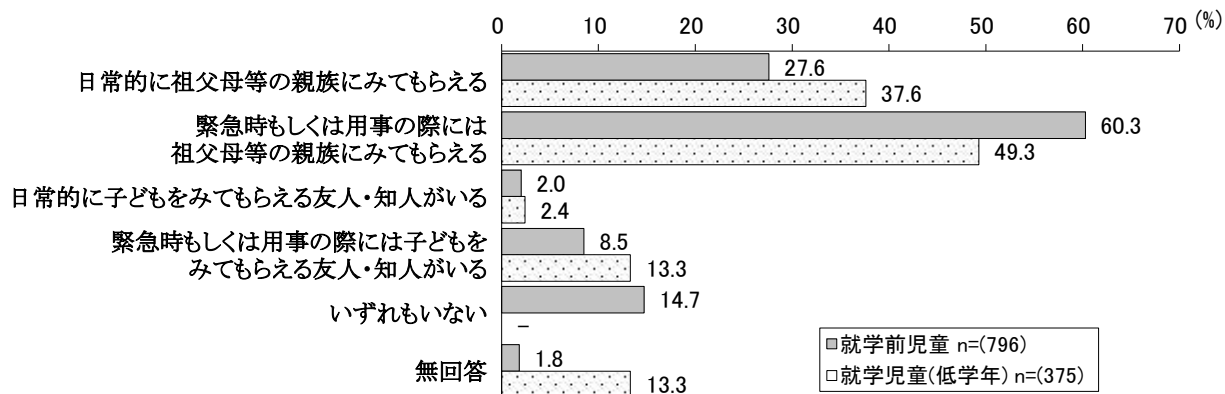
（1）主に子育てをしている人

主な子育て（教育を含む）担当者は、「父母ともに」が就学前児童59.5%、就学児童（低学年）65.6%で最も多く、これに「主に母親」が就学前児童38.2%、就学児童（低学年）32.8%で次いでいます。



(2) 子どもを日常的に預けられる親族・知人の有無

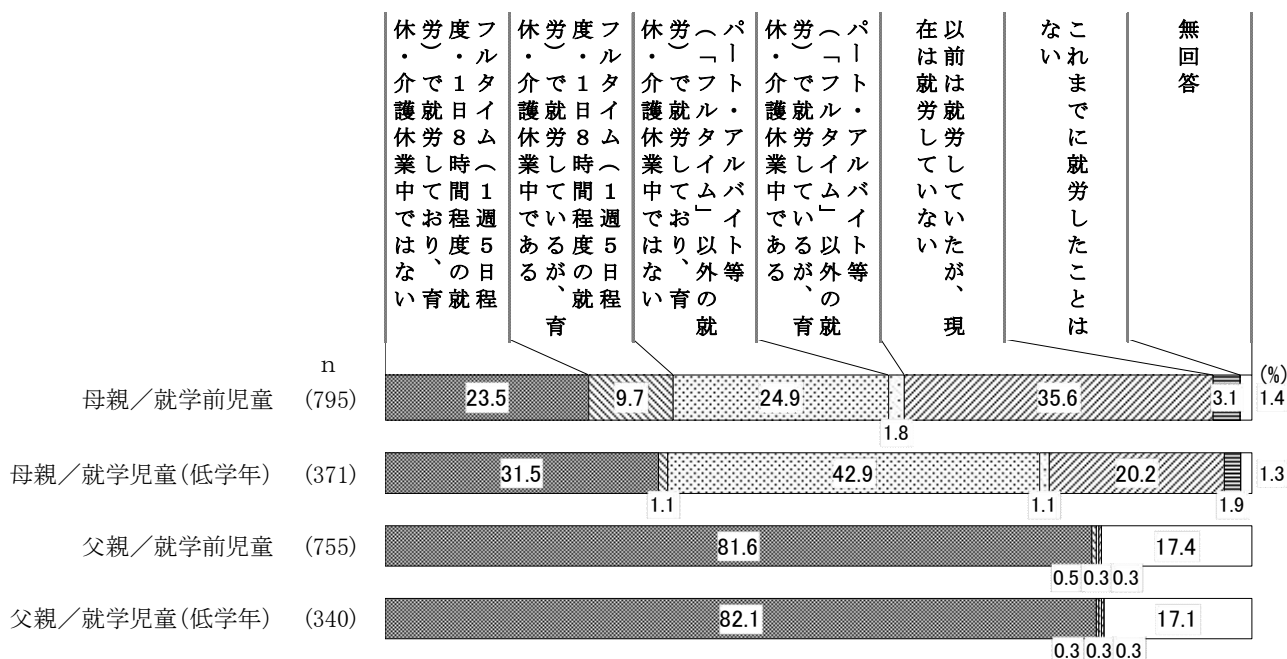
日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童60.3%、就学児童（低学年）49.3%で最も多く、これに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童27.6%、就学児童（低学年）37.6%で続いています。一方、「いずれもない」は就学前児童で14.7%となっています。



(3) 両親の就労状況

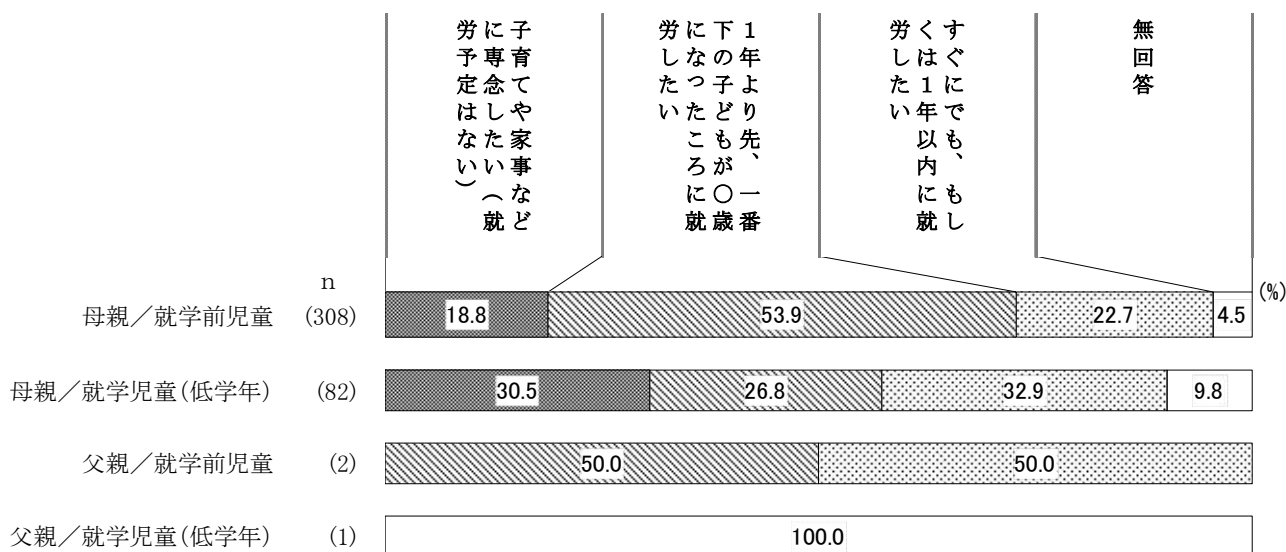
現在の就労状況をみると、就学前児童の母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が35.6%で最も多く、これに「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が24.9%で次いでいます。就学児童（低学年）の母親では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が42.9%で最も多く、これに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が31.5%で次いでいます。

父親では、「就労している／フルタイム：育休・介護休業中ではない」が就学前児童で81.6%、就学児童（低学年）で82.1%を占めています。



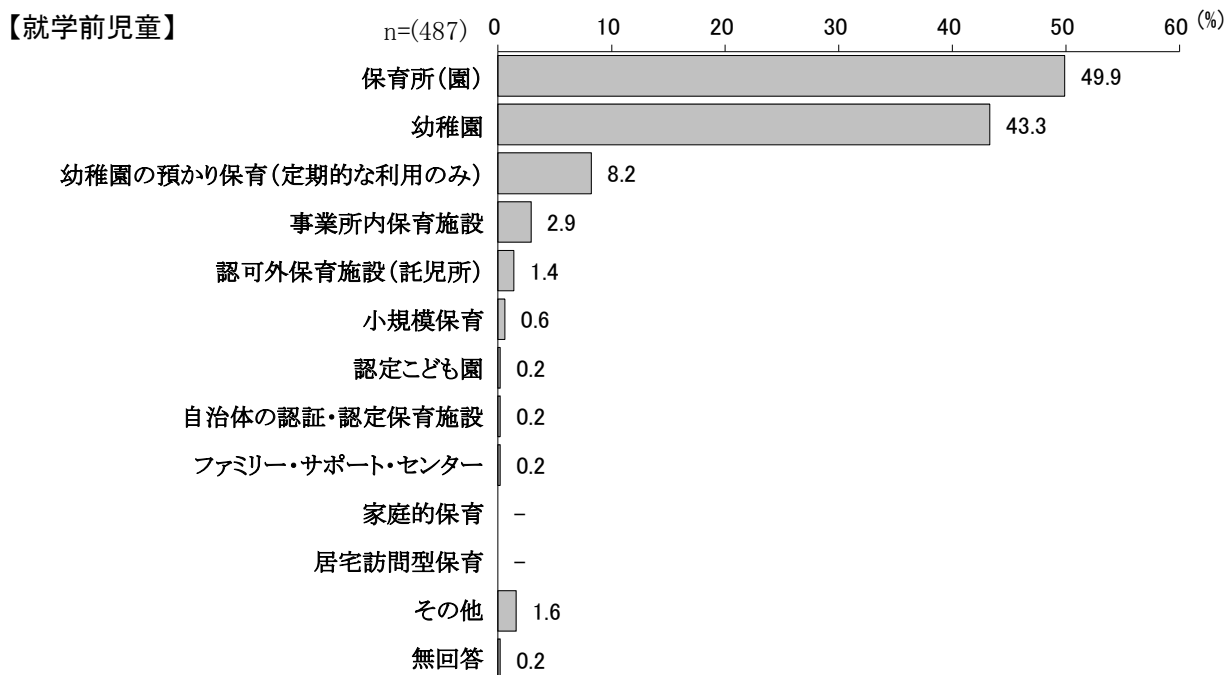
(4) 就労希望

就労希望をみると、就学前児童の母親では、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が53.9%で最も多く、就学児童（低学年）の母親では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が32.9%、「子育てや家事などに専念したい（就労予定はない）」が30.5%となっています。



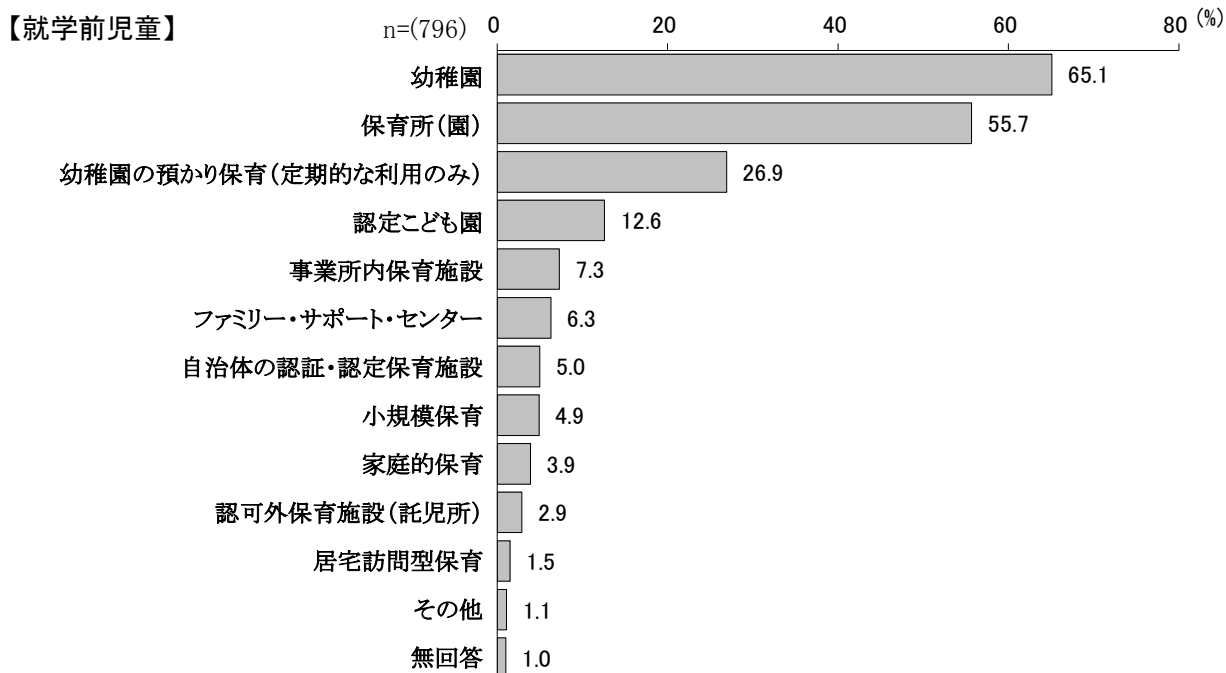
(5) 平日の教育・保育事業の利用施設

就学前児童で、定期的な教育・保育の事業を「利用している」と回答した人に、その事業名を聞いたところ、「保育所（園）」（49.9%）、「幼稚園」（43.3%）が多くなっています。



（６）平日の教育・保育事業の利用意向

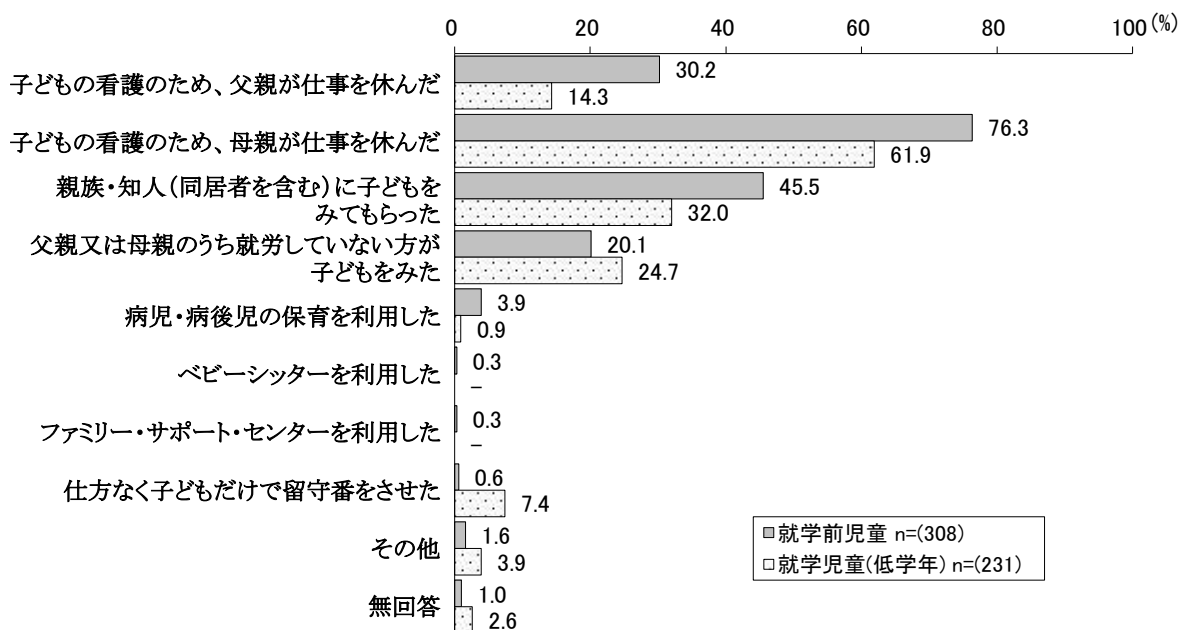
就学前児童で、利用を希望する事業としては、「幼稚園」が65.1%で最も多く、以下「保育所（園）」（55.7%）、「幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）」（26.9%）の順で続いています。



（７）病気やケガの時の対応

この１年間で、子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」という人に、その場合の対応を聞いたところ、「母親が休んだ」が就学前児童76.3%、就学児童（低学年）61.9%で最も多く、「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が就学前児童45.5%、就学児童（低学年）32.0%で次いでいます。

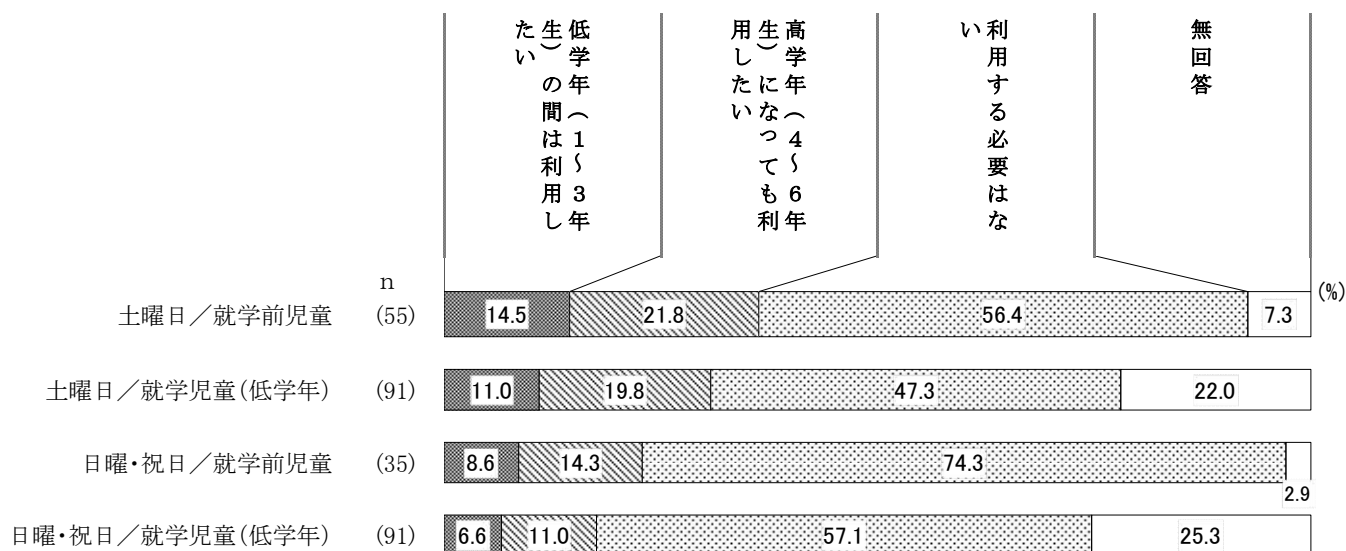
また、「子どもの看護のため、父親が仕事を休んだ」は就学前児童で30.2%と、就学児童（低学年）の14.3%に比べて多くなっています。



（８）放課後児童クラブの利用意向

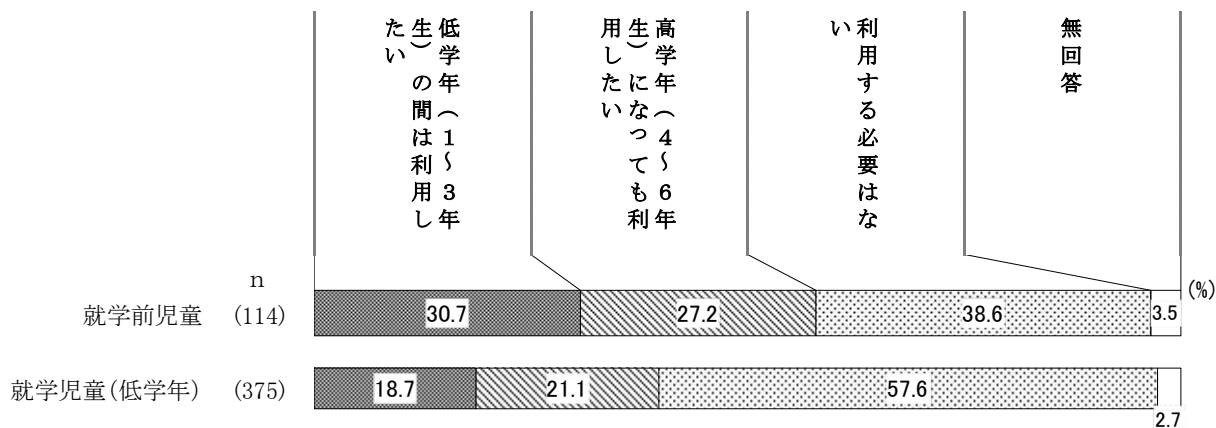
「放課後児童クラブ」で子どもを過ごさせたいと回答した人に、土曜日の利用意向を聞くと、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が就学前児童21.8%、就学児童（低学年）19.8%、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が就学前児童14.5%、就学児童（低学年）11.0%となっています。一方、「利用する必要はない」が就学前児童56.4%、就学児童（低学年）47.3%を占めています。

日曜・祝日の利用意向は、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が就学前児童14.3%、就学児童（低学年）11.0%となっています。一方、「利用する必要はない」が就学前児童74.3%、就学児童（低学年）57.1%を占めています。



（９）長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用意向

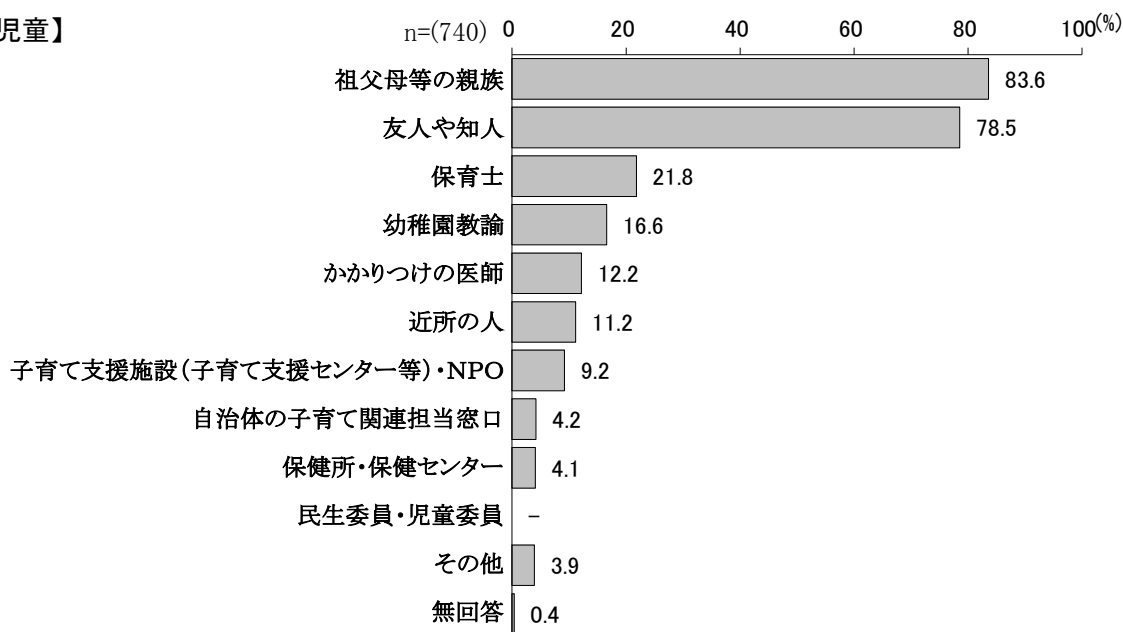
「放課後児童クラブ」で子どもを過ごさせたいと回答した人に、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の利用意向を聞くと、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が就学前児童27.2%、就学児童（低学年）21.1%、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が就学前児童30.7%、就学児童（低学年）18.7%となっています。一方、「利用する必要はない」が就学前児童38.6%、就学児童（低学年）57.6%を占めています。



(10) 子育てに関して気軽に相談できる先

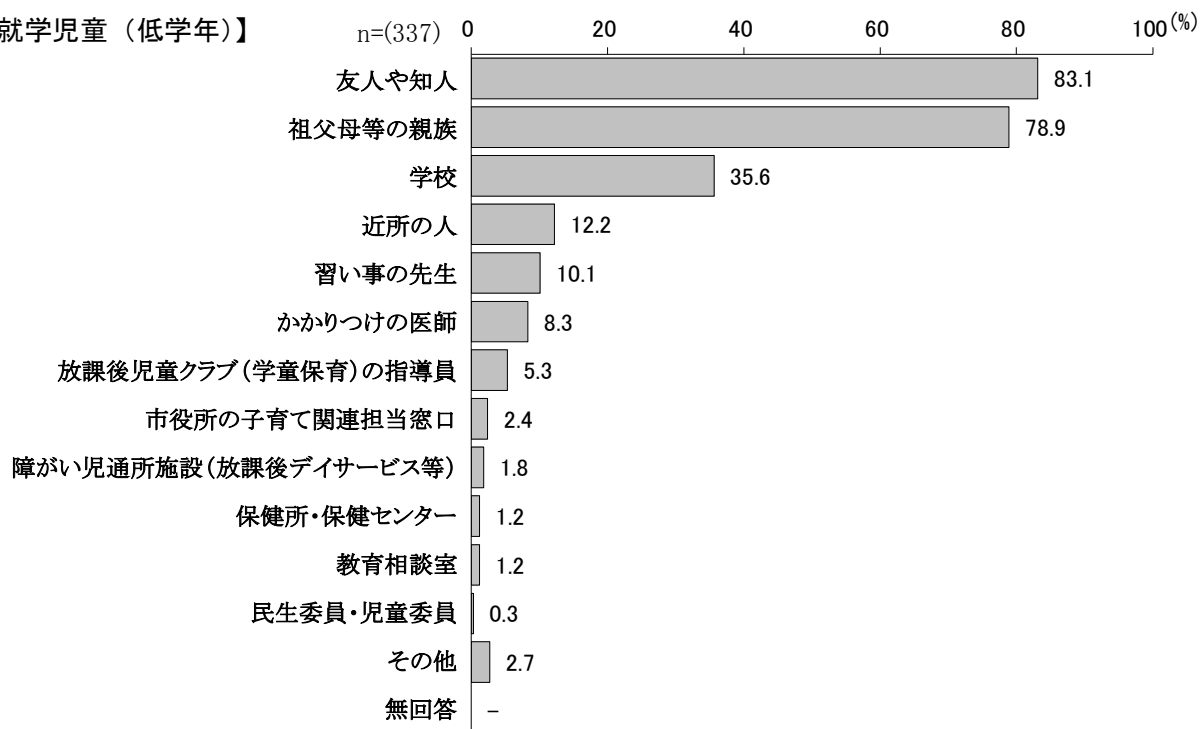
子育てや教育をする上で気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」という人に、その相手を聞くと、就学前児童では、「祖父母等の親族」が83.6%で最も多く、以下「友人や知人」(78.5%)、「保育士」(21.8%)と続いています。

【就学前児童】



就学児童（低学年）では、「友人や知人」が83.1%で最も多く、以下「祖父母等の親族」(78.9%)、「学校」(35.6%)と続いています。

【就学児童（低学年）】



3 第1期計画の評価

【評価】基本目標1 地域で子育て家庭を支援するまちづくり

心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援とともに地域の人々の理解と協力が大切です。子育てを支える地域社会の実現のために、子育てに関わる情報提供体制や相談体制の強化、各種保育サービスの充実と多様化を図るとともに、地域の子育て支援ネットワークの充実を図ります。

また、男女がともに協力して子育てができるよう、仕事と子育ての両立ができる労働環境の整備・充実を図るための取組を支援し、意識啓発を進めます。

さらに、多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることも多いことから、家庭の実情に合った的確な支援を提供していきます。

事業評価（平成27年度～平成30年度）

主要課題	4か年 評価	該当 事業数	A	B	C	D
1. 情報提供・相談体制の充実	A	4	4	0	0	0
2. 教育・保育サービスの充実	A	9	8	1	0	0
3. 子育て支援事業の充実	A	18	14	4	0	0
4. 地域子育て力の向上	A	6	6	0	0	0
5. 障害児への支援	A	5	3	2	0	0

【まとめ】

基本目標1では、「地域で子育てを支援するまちづくり」を掲げ、42の事業を推進してきました。

施設型給付によるサービス提供（認定こども園）では、人見保育園の認定こども園への移行に向け、認定こども園準備室を設置し、令和2年度開園に向けて準備を実施しました。

また、私立幼稚園等関係機関と連携を図りながら、ヒアリングや情報交換等を行いました。今後も認定こども園への移行に向けて検討を進めます。

施設型給付によるサービス提供（保育園）では、市街地の保育園において利用定員数の増加を図るなど保育ニーズに対応してきましたが、待機児童が増加傾向にあり、今後も待機児童の削減に向けて保育士の配置等の検討を行い、受入人数の増加につながる取組を推進いたします。

保育園施設整備事業では、宮下保育園の民営化の実現等順調に整備を進めました。今後も将来にわたって良質な保育の提供を安定的に行うため、公立保育園と民間保育園のバランスのとれた施設整備を推進いたします。

民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化では、意見交換や民生委員、主任児童委員のPRパンフレットの配布を継続的に行い、活動の周知を行いました。今後も相談支援の充実を図るために継続的に活動を進めます。

【評価】基本目標2 子どもを健やかに生み育てるまちづくり

妊娠・出産・産後期には、母親の心身が大きく変化し、様々な不安や悩みに直面することから、この時期の母親の心身の健康を維持、増進していくための取組を充実させていきます。

また、乳幼児期は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、適切な生活習慣を身に付けられるように支援していきます。

さらに、学童期から思春期は子どもが心身ともに著しく成長する時期であります。この時期を通じて、子どもが様々な経験を重ねながら人間的に成長していけるよう支援していきます。

子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を図って取り組みます。

事業評価（平成27年度～平成30年度）

主要課題	4か年 評価	該当 事業数	A	B	C	D
1. 保健体制の充実	B	8	3	5	0	0
2. 子どもへの健康支援	A	6	5	1	0	0
3. 小児医療の充実	A	3	3	0	0	0

【まとめ】

基本目標2では、「子どもを健やかに生み育てるまちづくり」を掲げ、17の事業を推進してきました。

母子健康手帳交付では、交付時に保健師が面接を行い、健康状況の把握に努めました。行政センターでの交付分については電話での保健指導を実施しフォローしてきましたが、今後は直接面接が行えるよう事業整備をします。

妊娠・出産包括支援事業では、妊娠届出時に面接や産後ケア等の事業周知を行いました。今後は産後早期の訪問により産後うつ等の要支援家庭の早期発見を行い、タイムリーな事業提供を目指します。また、新規開設した子育て世代包括支援センターの周知活動を行います。

子ども医療費助成事業では、中学校3年生までを対象に医療費（入院・通院・調剤）を助成しました。今後は近年の社会情勢を踏まえ、対象年齢や自己負担金について検討していきます。

【評価】基本目標3 次代を担う、心身ともにたくましい子どもを育むまちづくり

子どもが社会や環境の変化に柔軟に対応して、自らの個性を十分に発揮し、たくましく生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶことの大切さを認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。

子どもの学ぶ力を高め、思いやりや優しさのある人間性を育むため、家庭、保育園、幼稚園、学校など地域が一体となって子どもの教育・保育環境の充実を図ります。

事業評価（平成27年度～平成30年度）

主要課題	4か年 評価	該当 事業数	A	B	C	D
1. 学校教育の充実	A	6	4	2	0	0
2. 児童の健全育成	A	6	5	1	0	0

【まとめ】

基本目標3では、「次代を担う、心身ともにたくましい子どもを育むまちづくり」を掲げ、12の事業を推進してきました。

英語教育推進事業では、「世界を舞台に活躍できる君津っ子」の育成に向け、小・中学校でイングリッシュ・デイ・キャンプ等の体験的な活動を通して外国の人や文化に触れ、国際感覚の育成を図りました。今後は新指導要領の実施に伴い、小・中学校の授業改善が重要となるため教育研修を3年計画で行います。

道徳・人権教育推進事業では、保護者や地域に向けた道徳の授業公開の実践や各中学校の生徒会が主体となって、OMOYARI運動が継続した取組として実施され、いじめ防止や仲間作り等の活動を推進しました。今後も継続に向け、市の主催研修等で情報提供を行います。

キャリア教育推進事業では、「生きる力」を身に付け、勤労観・職業観の形成を目指し、各小学校や中学校との連携により特色のあるキャリア教育の共有を行いました。今後は、各校で系統的な教育の実践を目指し、「基礎的・汎用的能力育成シート」の見直し・作成を行います。

【評価】基本目標4 子どもが安心安全に育つまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、安心して外出できる都市環境の整備が必要です。“子育てしやすいまちづくり”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。

また、子どもへの虐待も増加してきています。虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への対応も含め、児童虐待の防止に向けて積極的に取り組みます。

事業評価（平成27年度～平成30年度）

主要課題	4か年 評価	該当 事業数	A	B	C	D
1. 子どもの安全確保	A	4	4	0	0	1
2. 児童虐待防止対策の充実	A	2	2	0	0	0

【まとめ】

基本目標4では、「子どもが安心安全に育つまちづくり」を掲げ、6の事業を推進してきました。

子どもを守る地域ネットワークでは、児童相談所や警察署などの関係機関と連携し情報共有及び児童虐待の防止に向け個別支援会議の開催や、重篤なケースについての対応を行いました。引き続き、関係機関との連携を強化し児童虐待防止に努めます。

養育支援訪問事業では、保育園や学校等の関係機関と連携し、支援が必要な家庭の早期発見・支援に努めました。今後も早期発見・支援に向けて専門的助言のできる体制整備を行います。

第3部 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基 本 理 念

① き ぼうに満ちたこどもの未来へ
② み んなが笑がおで元気に
③ つ ながる子育てのまち

次代を担う子どもは社会の宝であるため、子育ては社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであります。

子ども・子育て支援法では、基本理念として「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」としています。

子どもの未来を希望に満ちたものとするため、子どもの最善の利益を第一に考え、社会全体で子育てに関わり、すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、みんながその喜びを感じて笑がおになれるよう、「きぼうに満ちたこどもの未来へ みんなが笑がおで元気に つながる子育てのまち」を計画の基本理念とし、つながりを大事にした地域共生社会の実現を目指します。

2 基本方針

前述の基本理念に基づいて、次の3つの視点に立ち、計画を推進します。

基本方針1 子どもが安全に健やかに育つ

すべての子どもが健やかに成長するには、妊娠・出産期から子育て期に至るまで成長に合わせた切れ目のない適切な支援や、安全で安心して、自分らしくいられる環境や居場所を整備していくとともに、子どもの権利と主体性が保障されることが必要です。

子どもが自らを大切に、自然や生命を尊重し、社会性や困難に立ち向かえる強靱性を身に付け、互いに支え合い、助け合って育つことが大切です。

基本方針2 次世代をはぐくむ保護者によりそう

子どもが健やかに成長するには、家族が愛情と責任を持って子育てしていくことが大切ですが、子育てに対する不安や負担を感じる保護者は少なくありません。

安心して子どもを産み育てることができ、子育てが楽しいと実感できるように、保護者によりそった支援が必要となります。

基本方針3 まちぐるみで子育てを行う

子どもと保護者を孤立させずに、すべての個人や団体が、子どもの成長を温かく、思いやりを持って支え、地域全体がつながる、子どもにも保護者にもやさしいまちを目指します。

3 基本目標

前述の基本理念と基本方針に立って、次の4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標1

みんなで子育てによりそい、ささえるまちづくり

少子高齢化や、核家族化が進み、地域との繋がりや子育ての相談先が限られる傾向にあります。

その中で心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援とともに地域の人々や企業など社会全体の理解と協力が大切です。

子育てを支える地域社会の実現のために、子育てに関わる情報提供体制や相談体制強化、各種保育サービスの充実と多様化を図りました。

女性の社会進出による共働き世帯の増加の実状を踏まえると、男女がともに協力して子育てができるよう、仕事と子育ての両立できる労働環境の整備・検討を引き続き推進する必要があります。

基本目標2

すべての子どもが健やかに生まれ育つまちづくり

妊娠・出産・産後期には、母親の心身が大きく変化し、様々な不安や悩みに直面することから、この時期の心身の健康を維持・増進していくための取組を引き続き充実させ、切れ目のない支援を推進していきます。

乳幼児期は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、適切な生活習慣を身に付けられるように支援していきます。

さらに、学童期から思春期は子どもが心身ともに著しく成長する時期であります。この時期を通じて、子どもが様々な経験を重ねながら人間的に成長していけるよう支援していきます。

また、多様化している子育て家庭の中でも、生活に困窮している家庭や障害のある子どものいる家庭などは様々な困難を抱えていることも多いことから、家庭の実情に合った的確な支援を提供していきます。

子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携の強化に努め、安心して子どもを生み育てるために、医療にかかる経済的な負担軽減を引き続き行います。

基本目標3

心身ともにたくましい子どもが育つまちづくり

子どもが社会や環境の変化に柔軟に対応して、自らの個性を十分に発揮し、たくましく生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶことの大切さを認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。

子どもの学ぶ力を高め、思いやりや優しさのある人間性を育むため、家庭、保育園、幼稚園、学校など地域が一体となって子どもの教育・保育環境の充実を図ります。

また、小学校入学後に放課後を安全で安心して過ごせる場所の確保が重要であり、子どもたちにとって多様な経験ができる機会をさらに充実させていきます。

基本目標4

子どもの安全を守り、安心できるまちづくり

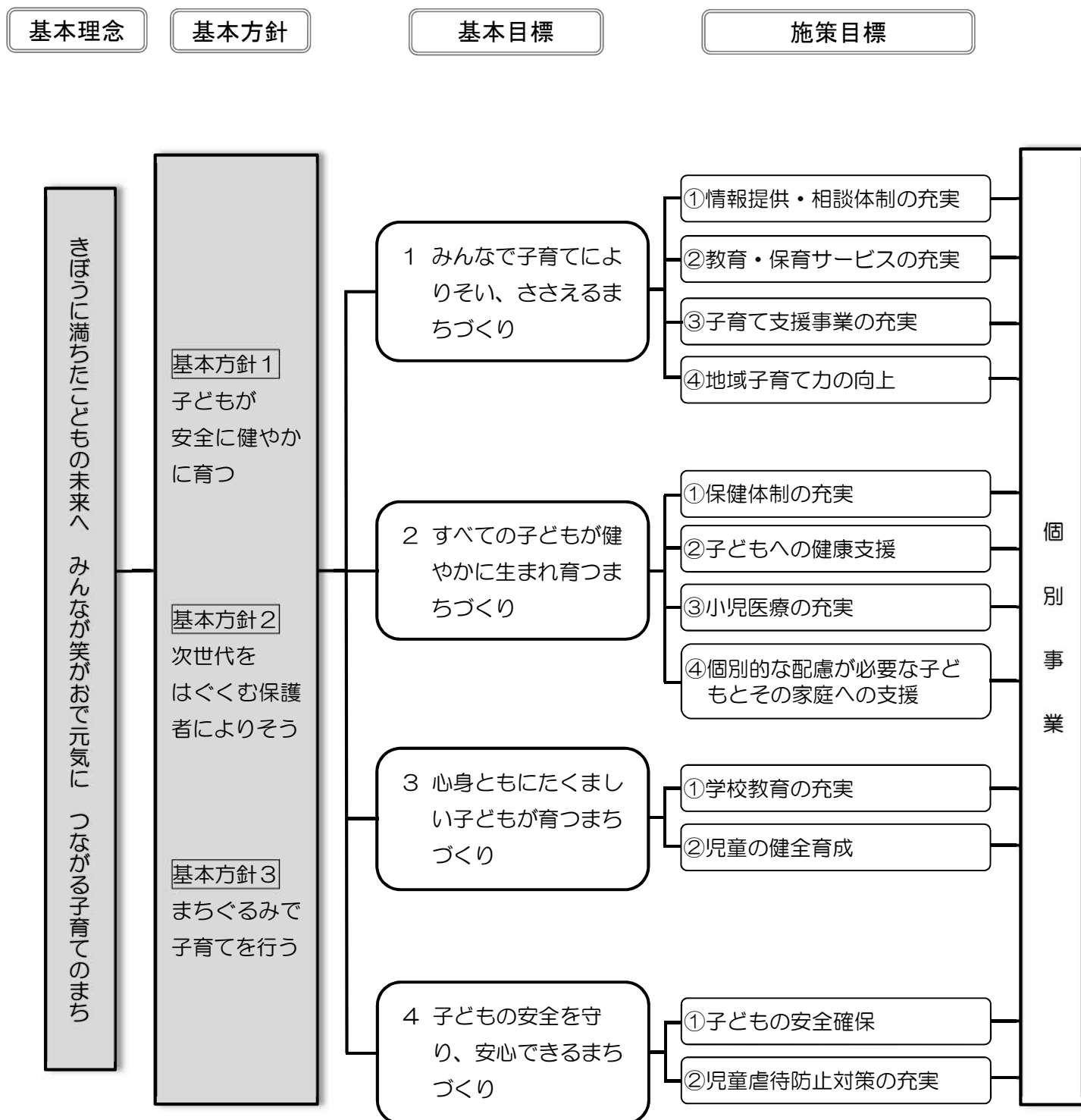
子どもが健やかに過ごし、成長するために、交通事故や犯罪等のさまざまな被害から守る総合的な安全対策を進め、より安全で安心できるまちを目指します。

また、子どもへの虐待件数も増加傾向にあります。

早期発見、早期対応に努め、児童虐待の防止に向けて積極的に取り組みます。

そのためには福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を強化します。

4 施策の体系



第4部 施策の展開

基本目標 1

みんなで子育てによりそい、ささえるまちづくり

施策目標

1

情報提供・相談体制の充実

〔 現状と課題 〕

少子高齢化や核家族化が進み、子育ての知識や経験を祖父母から親へ、親から子へと伝えていくことが難しくなっています。また、親たちは核家族の中で育ったケースが多く、乳幼児とふれあった経験が乏しいのが現実です。

このような状況の中で、地域から孤立し、子育ての不安を抱え、相談する相手もなく悩んでいる親が増加傾向にあります。また、子育ての悩みは、子どもの成長段階や一人ひとりの個性に応じて多様であり、親が育児ノイローゼになったり、児童虐待にまで及ぶ深刻なケースも少なくありません。

子育て支援センターを活用し、育児相談体制の充実を図ったり、市の HP 掲載内容が千葉県の子育てアプリへも配信できるようになったことから情報提供方法の幅が広がりました。

今後も、各種子育て支援サービスの周知を図り、子育て世代の悩みの解消や孤立を防ぐために体制を整備していきます。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
1	こども家庭相談室の充実	子育て支援に関する相談の総合的な窓口機関。引き続き、関係部局や保育園、子育て支援センター等との連携を図り、子育てに関する相談及び助言、積極的な情報提供を行い、こども家庭相談室に気軽に相談できる体制をつくる。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)
2	子育て支援関連ホームページの運営	各種子育て支援サービスが利用者に十分に周知されるよう、保育園や幼稚園、医療関係の情報や、子育て支援施策・事業、各種助成制度の紹介など、市ホームページのサブサイトや母子手帳アプリ「つみき」の情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。 関係各課が連携を図り、利用しやすい構成にするとともに、最新情報の提供に努める。	保健福祉部 子育て支援課
3	育児相談体制の充実	子育て支援課及びこども家庭相談室だけでなく、地域子育て支援センターや保育園・幼稚園での育児相談の実施を継続し、地域での身近な相談窓口機能の充実を図り、子育てに関する様々な悩みの解消のため、相談や助言を行う。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
4	子育て情報の提供	妊娠・出産から小中学校までの子育てに関する情報やアドバイス、子育て中の親子を対象とした事業などを紹介する冊子として「子育て情報誌」を発行する。より見やすく、分かりやすい冊子とするため毎年、掲載内容を見直すなど内容の充実を図る。 各種相談窓口の案内や、定期健康診査の日程、保育園・幼稚園などの行事予定や、公民館・図書館活動などの子育てに関するさまざまな情報を紹介する「子育て通信」を毎月発行する。	保健福祉部 子育て支援課

[現状と課題]

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制を整備し、多様な保育ニーズに対応することが必要となります。

また、共働き世帯の増加などにより、0～2歳の低年齢児童の保育園への入園希望が増加傾向にあり、待機児童が発生しています。

今後も、就業・育児形態の多様化、幼児教育・保育の無償化の影響などにより、子育てと仕事を両立するための保育ニーズはさらに増大することが予想されます。

そのため、多様化する保育ニーズに、柔軟かつ迅速に対応するため、民間活力を積極的に推進するとともに、地域の特性などに応じ、民間事業者との役割分担による保育環境整備を検討していく必要があります。

[具体的事業]

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
5	施設型給付によるサービス提供 (認定こども園)	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する。 公立のこども園として、保育枠を維持しながら、幼稚園枠(様々な理由により、私立幼稚園等に入園できない子どもの受け皿としてのセーフティネット)を提供する。 また、私立幼稚園等関係機関と連携し、導入について協議する。	保健福祉部 子育て支援課
6	施設型給付によるサービス提供 (幼稚園)	幼児期にふさわしい生活・遊びを通して「生きる力」の基礎を育てる保育の充実に努め、家庭や地域と十分連携し、幼稚園としての機能を生かした子育て支援の充実に努める。	教育部 学校教育課
7	施設型給付によるサービス提供 (保育園)	保護者の労働または疾病等により、保育を必要とする場合に、保護者に代わり保育園での保育を行う。 保育サービスを充実させるため、施設や保育士の配置等の整備を行い、保育ニーズに対応する。 また、受け入れ体制の強化を図り、待機児童の解消を目指す。	保健福祉部 子育て支援課
8	保育園施設整備事業	多様化する保育ニーズに対応し、将来にわたって良質な保育の提供を安定的に行うため、公立保育園と民間保育園のバランスのとれた施設整備を推進するという視点で、保育環境整備の全体像を示し、各保育園の具体的な整備方法を検討していく。	保健福祉部 子育て支援課
9	民間保育園の運営支援	延長保育や産休明け保育等の特別な保育事業について支援する。 また、連携を強化し情報の共有や保育のあり方について協議し、子育て支援の充実に図る。	保健福祉部 子育て支援課

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
10	地域型保育事業 によるサービス提供 (家庭的保育事業)	市の状況を鑑み、主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行う事業(いわゆる「保育ママ」)について、導入を検討していく。	保健福祉部 子育て支援課
11	地域型保育事業 によるサービス提供 (事業所内保育)	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。 企業と連携を図り、導入について検討していく。	保健福祉部 子育て支援課
12	地域型保育事業 によるサービス提供 (小規模保育)	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。また、待機児童や保育ニーズを勘案しながら、増設に向け検討していく。	保健福祉部 子育て支援課
13	地域型保育事業 によるサービス提供 (居宅訪問型保育)	市の状況を鑑み、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業について、導入を検討していく。	保健福祉部 子育て支援課

〔 現状と課題 〕

近年、共働きの家庭の増加傾向や、勤務形態や勤務時間帯の多様化に伴い、子育て家庭の実情に応じた多様な保育形態が求められています。

このような状況の中で、通常の保育に加え、休日の延長保育の受入れについて検討を行ってきました。

さらに、病児・病後児保育事業については、平成28年度より病後児保育に加え、新たに病児保育の実施を開始するなど、多様なニーズに対応できる環境づくりを進めました。

今後も公的保育施設と民間保育施設との緊密な連携を図り、より一層の保育サービスの充実を図ることが必要です。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
14	時間外保育事業 (延長保育)	保護者の就労形態や家庭の事情等により、標準の保育時間(7時～18時まで)を超えて保育を必要とする子どもについて、平日7時から19時(1園のみ20時)までの12時間保育を実施している。また、現在5園で土曜延長保育を実施している。利用ニーズが高いことから、事業の継続及び拡大を検討する。	保健福祉部 子育て支援課
15	一時預かり保育事業	保護者の断続的・短時間就労や傷病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等の通常保育では対象とならない場合に、保育園で一時的に保育を行う。 保育ニーズに対応するため、実施園の拡充を視野に入れた保育環境の整備を検討していく。	保健福祉部 子育て支援課
16	休日保育事業	日曜日・祝日に保育を行う事業。 子育てのあり方、雇用形態の多様化を踏まえて、実施園の拡充を視野に入れた保育環境の整備を検討していく。	保健福祉部 子育て支援課
17	病児・病後児保育事業	保育園や幼稚園、小学校に通う子どもが病気の回復期にあり、保育園等に預けることができない場合で、保護者の勤務の都合、傷病、出産などの理由により家庭での育児が困難な場合に、専用施設で一時的に保育をすることにより、仕事と子育ての両立を支援する。	保健福祉部 子育て支援課
18	ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預かってほしい会員に対し、育児を応援したい会員を紹介し、会員相互の援助活動を支援する。 保育園・放課後児童クラブ等の開始前や終了後、冠婚葬祭、リフレッシュなど、仕事と子育ての両立や育児疲れの解消等と地域コミュニティの向上を図る。 会員数の拡大に向けた啓発活動や、より利用しやすい体制整備を行う。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)
19	子だから祝金給付事業	本市に1年以上住んでいる保護者に、第3子以降の出生に対して3万円の祝い金を支給する。 より効果的な、少子化対策や定住促進につながるよう、検討していく。	保健福祉部 子育て支援課

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
20	児童手当給付事業	児童を養育している人に手当を支給することにより、生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成及び資質向上を目的とする。	保健福祉部 子育て支援課
21	認可外保育施設利用者補助金	認可外保育施設を利用している市民税課税世帯の3歳未満の乳幼児の保護者に対して保育料等の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減する。	保健福祉部 子育て支援課
22	母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等を対象にその自立や生活の向上に必要な情報提供、相談指導等の支援を行う。 DV被害に係る相談や助言等、被害者の救済及び支援を行う。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)
23	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	保健福祉部 子育て支援課 教育部 生涯学習文化課
24	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成について、幼稚園(新制度未移行園)における、低所得者世帯等の子どもに対しては副食材料費に要する費用の補助を対象とし、他の費用の助成についても検討していく。	保健福祉部 子育て支援課 教育部 学校教育課
25	多様な主体の参入促進事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用の補助について、検討していく。	保健福祉部 子育て支援課
26	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。(ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業)	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)
27	利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦が、認定こども園・幼稚園・保育園での教育・保育や一時預かり保育などの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報の提供や相談・助言を行うなど利用者支援を図る。 関係機関との連絡調整、連携を強化し、支援体制を整備する。	保健福祉部 子育て支援課
28	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室) 保健福祉部 健康づくり課

〔 現状と課題 〕

学校、家庭及び地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てていく観点から、地域の共同意識や連帯感を高める必要があります。

そのために、地域住民と子どもとのふれあい機会の創出や、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化を進めてきました。

今後も、地域とのつながりを大切にし、社会資源を活用した子育て支援を推進していきます。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
29	家庭教育学級の充実	子育てに関するテーマだけでなく、家庭を取り巻く地域の課題や社会状況について、仲間づくりを行う中で自ら成長できる場として、家庭教育学級の充実、拡充に努める。また小さな子をもつ親が安心して学ぶことができるよう、学級開催中の保育についても配慮する。 子育ての技術や方法を学ぶだけでなく、親の主体的な学びと親同士の学び合いを通じて親自身も成長できる場となるよう、準備会や学級運営を行う。	教育部 生涯学習文化課
30	保育園・こども園の園庭開放	地域において身近な保育園・こども園の園庭を開放(平日9時30分～11時、15時～16時)し、未就園の子どもと同年代の在園児との交流の場や、育児の悩み等を気軽に相談ができる場を提供する。	保健福祉部 子育て支援課
31	子どもの遊び場管理事業	近隣に公園等の遊び場がない地域に子どもの遊び場を設置し、安全に遊べる環境を提供する。 引き続き、地域の子どもが安心して利用できるよう安全管理を図る。	保健福祉部 子育て支援課
32	地域住民と子どもとのふれあい機会の創出	七夕や運動会などの保育園行事に地域の高齢者の招待、地域の季節行事や敬老会への参加、施設訪問などにより、世代間の交流を図る。また、未就園児や小学生を招き、異年齢児との交流活動を行う。 地域に開けた保育園運営を目指し、情報の発信や地域社会との交流のあり方を検討する。	保健福祉部 子育て支援課
33	学校教育ボランティア活用事業	学校が希望する教育ボランティアの内容に基づき、地域の人材が有する知識や経験を学校教育活動に活かすために、地域の方々を君津さわやかスクールボランティアとして登録し、教育活動への支援をしていただけのような事業を展開する。特に安全に関わるボランティア登録を推進する。	教育機関 教育センター
34	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化を図り、地域での子育て相談や支援の充実、地域の実情把握を図る。	保健福祉部 厚生課 (社会福祉協議会)

基本目標 2

すべての子どもが健やかに生まれ育つまちづくり

施策目標

1

保健体制の充実

〔 現状と課題 〕

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、両親学級、新生児・乳児・産婦訪問、乳児健康診査等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の切れ目のない支援が重要となります。

出産や育児に関する不安の解消等を図るため、相談指導や情報提供等の実施とともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を進めてきました。

今後も支援の充実に向けて、各健康診査の未受診者に対する適正な受診を促していきます。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
35	母子保健相談	母子健康手帳交付時に助産師または保健師が全妊婦と面接し、保健指導や母子保健事業の案内を行う。面接から得た情報をもとに、安心・安全な妊娠・出産・子育てに向けて個別支援プランを作成し、必要に応じた支援につなげていく。 母乳相談をはじめ、妊産婦に対し、電話・来所・訪問等で相談に対応する。	保健福祉部 健康づくり課
36	子育て世代包括支援センター運営事業	子育て世代が安心して出産、子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる相談窓口であるすこやか親子サポート「つみき」において、助産師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士の専門職が対応する。必要時は、関係機関と連携し切れ目のない支援を実施する。	保健福祉部 健康づくり課
37	産後ケアサービス事業	母の体調不良や育児不安、または家族から育児や家事の援助が得られない等の状況がある産後5か月未満の乳児と母を対象に、管内の協力医療機関において宿泊や日帰りにより心身の休養・育児相談等を行い支援する。	保健福祉部 健康づくり課
38	妊婦健康診査	妊婦健診の費用14回分を助成し、安全な妊娠・出産のため支援を強化していく。	保健福祉部 健康づくり課
39	乳児健康診査	乳児健診の費用を生後3から6か月及び9から11か月に各1回助成し、子どもの健全な育成を支援する。	保健福祉部 健康づくり課

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
40	1歳6か月児・ 3歳児健康診査	育児に関する保護者の気持ち等を表現できる項目を問診票に取り入れることで、発育発達の確認はもちろんのこと、育児不安や虐待の予防に対して取り組んでいく。また、未受診者に対しては通知や訪問にて受診勧奨・状況把握を確実に行之、必要な支援につなげていく。 ○1歳6か月児健康診査 一般健康診査、歯科健康診査、保健指導、 歯科指導・栄養指導を実施。 ○3歳児健康診査 一般健康診査、歯科健康診査、尿・視聴覚検査、保健指導、栄養指導の実施。	保健福祉部 健康づくり課
41	マタニティクラス	妊娠・出産・育児について、助産師を中心とした専門職が正しい知識や心構えなどの健康教育を実施するとともに、マタニティクラスが産後もつながる仲間づくりの場となるよう企画する。	保健福祉部 健康づくり課
42	両親学級	赤ちゃんの成長と妊婦の心身の変化の学習・妊婦体験等を行い、妊婦へのサポートについて考え、さらに子どもを迎えるための準備・親としての役割について、夫婦で考える機会を提供する。	保健福祉部 健康づくり課
43	母子保健推進員による活動	妊産婦や乳幼児等を対象に、訪問等にて母子保健情報の提供及び不安や質問の聞き取りを行い、必要に応じて地区担当保健師につなげていく。	保健福祉部 健康づくり課

〔 現状と課題 〕

健康の確保・増進及び育児不安の解消を図るため、赤ちゃん育児相談や子どもの発達相談、乳児健康診査等での集団指導や個別相談、家庭教育学級等での健康教育を実施してきました。引き続き、子どもの成長に合わせた健康・育児支援の充実を図る必要があります。

また、乳幼児期からの正しい食事の取り方や発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供については、安定した給食の提供と並行し実施できるよう、実施内容を見直し、より充実した事業を目指します。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
44	赤ちゃん育児相談	助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談及び身体計測を実施する。保護者が身近に相談できる場として、また、保護者の交流の場となるよう市内2か所で実施する。	保健福祉部 健康づくり課
45	こどもの発達相談	からだや心の発達について、心理の専門家が個別に相談に応じる。	保健福祉部 健康づくり課
46	幼児健康相談	保健師が市内の公立保育園に出向き、保育士とともに園児の健康と成長発達の情報交換・共有を行う。	保健福祉部 健康づくり課
47	むし歯予防教室	幼稚園児、保育園児、2歳児とその保護者を対象に、むし歯予防の講話と歯磨き実習を実施する。	保健福祉部 健康づくり課
48	食育指導	小中学校の給食時間に学校を訪問し、献立について児童生徒の感想を聞いたり、喫食状況の確認、加えて地産地消など食に関する講話を行う。	教育機関 学校給食共同調理場
		公立保育園において栄養士が「3つの食品群とその働き」や「食べ物や作ってくれた人への感謝の気持ち」等の食育指導をする。また、園内での調理体験や作物の収穫を通して、食への関心を高める。	保健福祉部 子育て支援課

〔 現状と課題 〕

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであるため、夜間や休日等の救急医療体制の整備、医療にかかる経済的な負担の軽減に取り組むことが重要です。

そのため、未熟児の医療費（保険診療分）や、中学3年生までの入院・通院・調剤にかかる医療費（保険診療分）の全額助成を行いました。今後も救急医療体制の整備や、乳児等の健康の保持及び増進を図ります。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
49	小児医療体制の充実	年間を通じて定期的なNICU連絡会議に参加し、君津中央病院の新生児センター、周産期センター及び管内各市・健康センターとの連携を図る。 在宅当番医は、引き続き医師会の協力のもとに、急病に備え対応する。 広報・ホームページにて、日曜休日当番医の周知を行う。 また、新生児訪問で、君津郡市夜間急病診療所のパンフレットを配布する。	保健福祉部 健康づくり課
50	未熟児医療給付事業	出生児の体重が2,000g以下、又は生活力が特に弱い未熟児で、養育のために指定医療機関で入院が必要と認められる場合、その養育に必要な医療を助成。 乳児の健康の保持及び増進を図るため、乳児に対する医療の措置を講じ、もって市民保健の向上を図る。	保健福祉部 子育て支援課
51	子ども医療費助成事業	子育て支援体制を充実させるため、保護者の経済的負担軽減と、子どもの保健対策を充実させる。 また、少子化時代に対応した、更なる体制の充実を図るため、対象年齢や自己負担金についても検討していく。	保健福祉部 子育て支援課

〔 現状と課題 〕

多様化している子育て家庭の中でも、障害のある子どものいる家庭や生活に困窮している家庭などは、様々な困難を抱えていることも多いことから、家庭の実情に合った的確な支援が必要となります。

障害の早期発見、早期療育に積極的に取り組み、各種相談体制の充実を図るとともに、障害のある子どもの社会的自立を支援していくことが課題です。

また、人工呼吸器や気管切開などの医療的ケアが日常的に必要な子どもたちが、地域で安心して成長していくための体制づくりが重要です。

さらに、困窮している家庭やひとり親家庭では、日常生活全般にわたり精神的負担が多いため、保護者や子どもによりそいながら、自立を支援する必要があります。

障害の有無や家庭環境に関わらず、その子の持つ力や可能性を最大限に伸ばし、子どもたちが将来の希望を描くことができるように、健やかに生まれ育つことができる地域を目指し、支援を推進していきます。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
52	幼児ことばの相談	発達の遅れや難聴等により、ことばに問題を持っている幼児への「ことばの相談」や発達障害等により、発育や発達に遅れや問題を持っている就学児等の適正な療育を図る「療育支援事業」を行う。	保健福祉部 障害福祉課
53	障害児保育事業	障害を有する就学前児童で、保護者の就労等の都合により家庭保育が困難な場合に、保育園において施設整備や受入体制を整え、集団保育を実施する。	保健福祉部 子育て支援課
54	特別支援教育推進事業	一人ひとりの支援ニーズに応じた教育の充実と推進を図る。 ①特別支援チームの学校派遣 ②ほほえみ相談室の運営 ③特別支援教育推進委員会の運営 ④生活体験指導員の配置	教育部 学校教育課
55	障害児通所支援事業	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」や重度の障害がある子どもについて、自宅を訪問して児童発達支援を行う「居宅型児童発達支援」、就学児等に放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障害児の自立を促進する「放課後等デイサービス」、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を提供する「保育所等訪問支援」等を行う。	保健福祉部 障害福祉課

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
56	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭の自立のため、所得に応じて手当を支給する。	保健福祉部 子育て支援課
57	母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等を対象にその自立や生活の向上に必要な情報提供、相談指導等の支援を行う。 DV被害に係る相談や助言等、被害者の救済及び支援を行う。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)
58	生活困窮世帯等学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援、居場所の提供等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣、社会性及び自己肯定感を育むとともに、子どもの高等学校等への進学又は将来における安定就労に繋げ、子どもたちが家庭環境に関わらず、将来の希望を描くことができるよう支援する。	保健福祉部 厚生課
			保健福祉部 子育て支援課

基本目標 3

心身ともにたくましい子どもが育つまちづくり

施策目標

1

学校教育の充実

〔 現状と課題 〕

子どもが心身とも健やかに育つ上で、学校教育は重要な役割を果たしています。

児童・生徒が心身ともに健やかに成長できるよう、健康づくりの充実を図るとともに、幅広い教養を身につけられるようにしていくことが重要です。

市では恵まれた自然を活用した、自然体験学習や、「世界を舞台に活躍できる君津っ子」の育成に向け、小・中学校で英語教育推進事業の推進等を行いました。

今後も時代を担う子どもを育むため、学校教育の充実を図ります。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
59	英語教育推進事業	「世界を舞台に活躍できる君津っ子」の育成に向け、市内小・中学校における英語教育の充実を図る。君津市英語教育構想に基づき、授業改善、教材開発、行事の企画・運営に加え、外国人講師の配置や国際化推進コーディネーターの派遣等を推進する。	教育部 学校教育課
60	体力向上プロジェクト推進事業	児童・生徒の生きる力の根底をなす丈夫で強い心と体を育成するため、体育主任による指導の連携を図り、健康の保持・増進、基礎体力の向上を目指すとともに指導者の指導技術向上を図る。	教育部 体育振興課
61	道徳・人権教育推進事業	自他の命を大切に、豊かな人間関係を築くために、道徳・人権教育を発達段階に応じて計画的に行う。また、学校・家庭・地域が連携して、地域の実態に即し、家庭・地域に開かれた実践を行う。児童会や生徒会を中心に、「いじめ撲滅運動」や「いのちを大切にするキャンペーン」等の活動を推進する。	教育部 学校教育課
62	学力向上推進事業	「確かな学力」を身に付けた君津っ子の育成のため、学力向上推進委員会の設置、学力向上担当者会議の開催を通して、指導方法の改善や今日的な課題解消に向けた提言、取組を推進する。	教育部 学校教育課
63	自然体験学習推進事業	児童・生徒の生きる力を育むために、自然体験活動などの豊かな体験を通じた道徳性の育成を図ることがさらに重要となっている。平成20年度より、市内の自然を活用した自然体験学習を推進し、市で生まれ育った子どもたちに、ふるさと君津の継承者としての自覚と誇りを持たせるための事業として年々拡大してきた。今後も効果を検証しながら、学校のニーズやねらいに応じた自然体験学習のあり方を検討し、推進する。	教育部 学校教育課

〔 現状と課題 〕

共働き世帯の増加、就労形態の多様化による保育ニーズの高まりと同様に、放課後児童クラブのニーズも増加傾向にあります。小学校就学後も安心して児童を預けることができるよう、環境整備や受入児童数拡大の推進を引き続き行います。

また、キャリア教育推進事業では、地元産業と連携をし、地域の特色を活かしたキャリア教育を推進する等、子どもの「生きる力」を身に付ける環境整備を進めます。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
64	放課後児童クラブ等の運営支援の充実（放課後児童健全育成事業の充実）	保護者が労働等により昼間自宅にいない家庭の小学校児童を対象として、放課後の安全な居場所を提供する。運営費、家賃の一部を補助しており、引き続き、運営費等の補助を行うとともに、施設等の環境整備や受入児童数の拡大を検討し、支援員の資質向上のための研修等を支援する。	保健福祉部 子育て支援課
65	放課後こども教室事業	放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画により勉強やスポーツ、文化活動、その他様々な体験・交流活動などを展開する。	教育部 生涯学習文化課
66	キャリア教育推進事業	子ども一人ひとりが「生きる力」を身に付け、しっかりした勤労観・職業観の形成ができるよう、学年や小・中学校が連携し、発達段階に応じた系統的な計画を確立する。また、家庭・地域、地域の産業界の協力体制の構築を図る。	教育部 学校教育課
67	子どもの読書活動推進事業	子どもたちが読書を身近なものとして親しみ自由に楽しめるよう、各場面・各年代に応じた取り組みを行うとともに、読書活動を支える関係機関等の連携の強化と読書環境の充実を図り、子どもの読書活動を推進する。	教育部 生涯学習文化課
			教育部 学校教育課
			教育機関 中央図書館
68	子どもへの読み聞かせの推進	読み聞かせボランティアを育成し、図書館職員との協働により保育園・幼稚園等を対象におはなし会等を実施して、児童サービスの拡大を図る。	教育機関 中央図書館

基本目標 4

子どもの安全を守り、安心できるまちづくり

施策目標

1

子どもの安全確保

〔 現状と課題 〕

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、市、警察、保育園、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通安全対策、防犯対策等を推進することが必要です。

また、災害時に適切な対応ができるよう、子どもの防災意識を高めるとともに、防災訓練等への参加を促進していくことが重要ですが、現状として高齢者の参加が多く、親子で参加できるような講座開催の検討を行います。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
69	学校と地域の連携の取組強化	青少年健全育成協議会や学校評議員制度等を活用し、学校と地域が連携し、情報の共有化を図り、PTAや学校警察連絡委員会を中心とした諸活動の支援を行う。	教育部 生涯学習文化課
		青少年健全育成のため、地域で子どもたちを育てる活動を実施する。	教育部 学校教育課
70	防犯パトロールの推進	夏休み等に自治会、防犯協会、青少年相談員等と連携して防犯パトロールを実施する。 青少年健全育成のため、地域で子どもたちを育てる活動を実施する。	教育部 生涯学習文化課
71	防災意識の啓発	自主防災会や自治会等主催の防災訓練や防災講座に自主的に参加する意識を高め、「自分の命は自分で守る」という「自助」と身近な地域での交流の中での「自分たちの町は自分たちで守る」という「共助」の意識を育み、防災意識の啓発を行う。 また、保育園、幼稚園、及び子育てサークル等の要請により、防災講座を実施し、参加している児童、園児、及びその保護者の防災意識の高揚を図る。	総務部 危機管理課
72	防災教育推進事業	児童・生徒自身で危険を予測、回避する力を身につけられるよう、発達段階に応じた防災教育を計画的・継続的に実施する。 また、教職員の資質向上と危機管理マニュアルの作成、家庭・地域との連携を図り、安全に安心して学び生活できる学校づくりを推進する。	教育部 学校教育課
73	青少年健全育成支援事業	学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを「地域全体で守ろう」という意識の高揚を図り、子どもたちが安全で、安心して過ごすための環境づくりを継続する。 また、「子ども110番の家」の協力者の充実を図り、青少年健全育成団体との連携を密にし、全市的な取り組みを推進する。	教育部 生涯学習文化課

〔 現状と課題 〕

児童虐待の対応は、早期発見・早期対応はもちろんのこと、発生の防止が重要であり、児童虐待による深刻な被害があってはならないとの認識の下で、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有していくことが重要です。

引き続き、関係機関との定期的な情報共有や、支援の必要な家庭の早期発見に努めます。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
74	子どもを守る地域ネットワーク	児童相談所や警察署などの関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するために子どもを守る地域ネットワークを設置し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応を図る。 関係機関の情報共有及び児童虐待の防止、早期発見を図るため定期的に会議を開催する。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)
75	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)
76	児童虐待防止の広報・啓発	体罰が子どもに与える影響について広く市民が理解できるよう、関係機関等と連携を図り11月の児童虐待防止月間を中心に広報・啓発活動をさらに進める。また、子育てに悩む保護者に対し、適切な子育ての方法や相談窓口について周知し支援を行う。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)
77	子ども家庭総合支援拠点機能の検討	国が令和4(2022)年度までに全市町村に設置することとしている「市区町村子ども家庭総合拠点」について、専門的な相談対応や訪問等による継続的な支援を実施していくため、本市においても「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討する。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)
78	いじめ防止・虐待貧困対策事業	問題を抱える子どもたちの環境改善を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や保護者との面談やケース会議を通して、福祉や医療機関等につなぎ、支援していく。	教育機関 教育センター

第5部 教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込み・確保方策

第1節

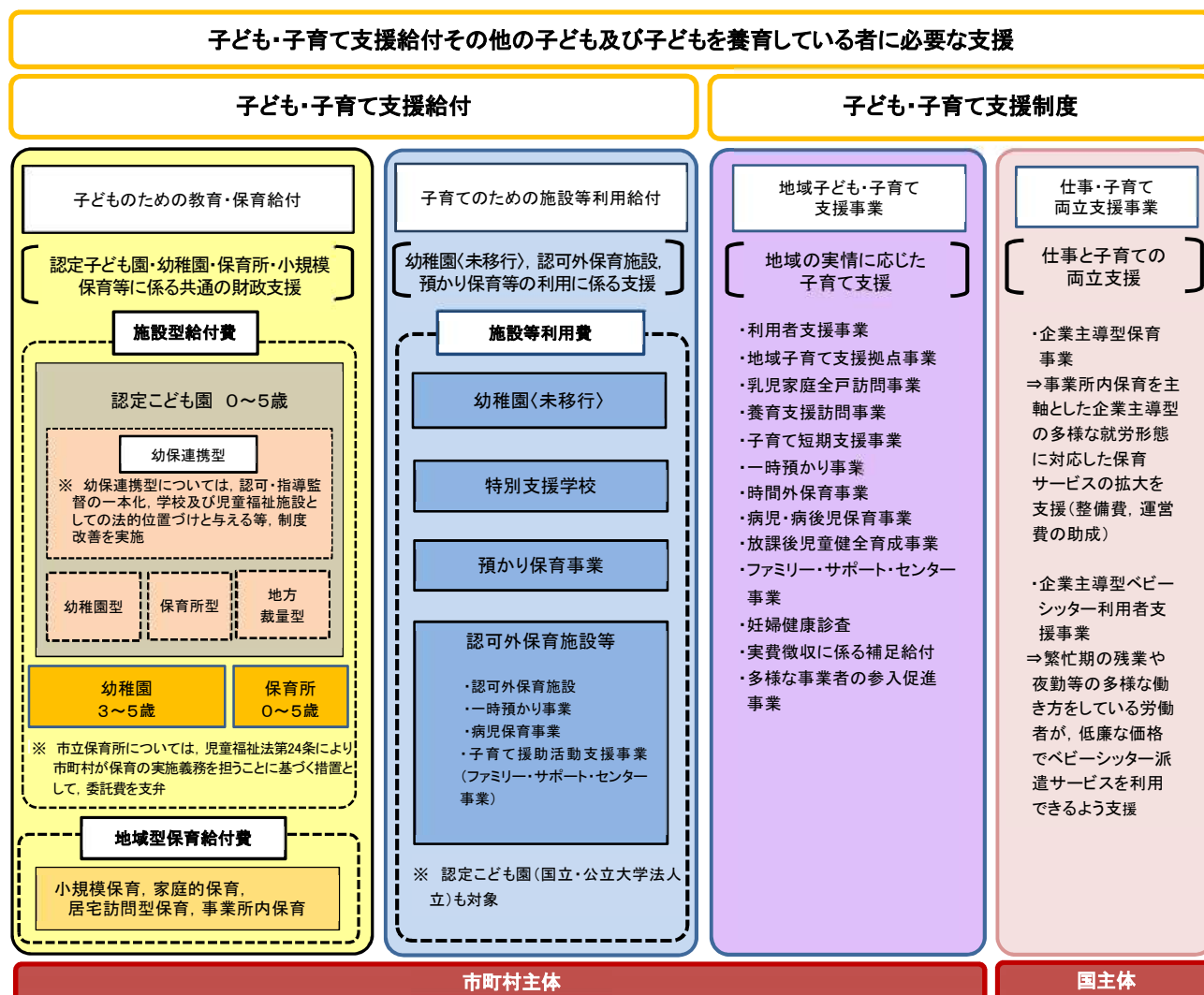
制度の全体像

「子ども・子育て支援制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するためのしくみとして作られ、平成27年4月にスタートしました。

子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。その中で市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

図表 制度における給付・事業の全体像



(1) 子ども・子育て支援給付

①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。

◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

②「子育てのための施設等利用給付」

「幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

①「地域子ども・子育て支援事業」

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援 | ⑧一時預かり |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健診 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童クラブ |
| ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、
要保護児童等の支援に資する事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを
促進するための事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業 | |

第2節

教育・保育の量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量）を定めることとなっています。

＜参考＞量の見込み算出にあたり用いる推計児童人口

平成26年～平成30年の実績値をもとにコーホート変化率法を用いて算出しています。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	0歳	514	498	481	466	449
	1・2歳	1,069	1,018	987	955	923
	3～5歳	1,669	1,599	1,515	1,489	1,428
	小計	3,252	3,115	2,983	2,910	2,800
6～11歳		3,532	3,405	3,350	3,239	3,146
12～17歳		4,126	4,115	3,976	3,808	3,713
合計		10,910	10,635	10,309	9,957	9,659

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域、すなわち「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画するものとされています。必要なサービスを必要な時期に適切に提供する体制を確保し、教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。

なお、本市においては様々な状況を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る区域については「市内全域＝1区域」とします。

2 教育・保育に関する施設・事業

【幼稚園】

3歳から小学校入学までの幼児が、義務教育等の基礎を培うものとして、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。在園児の長時間の預かり保育や、保育を必要とする2歳児の預かりを実施している園もあります。

【保育所】

保護者の就労などにより、保育が必要な乳幼児または、幼児を保育することを目的とする施設です。

【認定こども園】

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設です。

【小規模保育事業】

主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。

【家庭的保育事業】

主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者[※]の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。

【事業所内保育事業】

事業主（企業）等が、主に3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。

【居宅訪問型保育事業】

主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において、家庭的保育者[※]による保育を行う事業です。

※家庭的保育者……市長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として市長が適当と認めるもの。

3 量の見込み及び確保方策

計画期間において「幼児期の教育・保育事業」の「量の見込み」を算出し、見込みに基づいた供給体制の確保方策を掲げます。

「量の見込み」の算出にあたっては、将来の子ども数の推計結果と、子育て家庭の教育・保育事業の利用状況や利用意向を用い、保育の必要性の認定区分、年齢区分に応じて算出しています。

本市における、教育・保育の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

図表 教育・保育量の見込み等の内訳

(人)

			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	0歳	1～2歳
令和 2年度	①量の見込み		541	356	752	65	455
	②確保方策	特定教育・保育施設	5		981	88	441
		確認を受けない幼稚園	1,045				
		特定地域型保育事業				6	25
		認可外保育施設			0	0	0
	②(供給)－①(需要)			153	229	29	11

			1号	2号		3号	
				教育	保育	0歳	1～2歳
令和 3年度	①量の見込み		519	356	752	69	493
	②確保方策	特定教育・保育施設	5		831	88	471
		確認を受けない幼稚園	1,045				
		特定地域型保育事業				6	25
		認可外保育施設			0	0	0
	②(供給)－①(需要)			175	79	25	3

(人)

			1号	2号		3号	
				教育	保育	0歳	1～2歳
令和 4年度	①量の見込み		496	326	690	71	465
	②確保方策	特定教育・保育施設	5		831	88	471
		確認を受けない幼稚園	1,045				
		特定地域型保育事業				6	25
		認可外保育施設			0	0	0
	②（供給）－ ①（需要）		231		141	23	31

			1号	2号		3号	
				教育	保育	0歳	1～2歳
令和 5年度	①量の見込み		488	321	679	74	449
	②確保方策	特定教育・保育施設	5		831	88	471
		確認を受けない幼稚園	1,045				
		特定地域型保育事業				6	25
		認可外保育施設			0	0	0
	②（供給）－ ①（需要）		241		152	20	47

			1号	2号		3号	
				教育	保育	0歳	1～2歳
令和 6年度	①量の見込み		466	307	649	78	434
	②確保方策	特定教育・保育施設	5		831	88	471
		確認を受けない幼稚園	1,045				
		特定地域型保育事業				6	25
		認可外保育施設			0	0	0
	②（供給）－ ①（需要）		277		182	16	62

第3節

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

◎「量の見込み」の算出にあたっては、将来の子ども数の推計結果と、子育て家庭の地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用意向を用いて算出しています。本市における、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

①相談支援

【利用者支援事業】

基本型、特定型（保育コンシェルジュ）、母子保健型の3つに分類される利用者支援事業のうち、本市では母子保健型を実施しています。現在、すこやか親子サポート「つみき」において、子どもや保護者または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう支援を行っています。

そのために、情報集約を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整も行います。

今後も事業の周知を図るとともに、基本型、特定型の実施についても検討していきます。

（箇所）

利用者支援事業	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②（供給）－ ①（需要）	0	0	0	0	0

【地域子育て支援拠点事業】

乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての情報の提供、相談、助言その他の援助を行っております。

保護者等が気軽に利用できるように積極的に事業の周知を行い、各センターで特色のあるイベントを実施し、様々な交流を推進する。

課題に対応できる高い専門性を有する職員を配置するなど、地域子育て支援拠点における相談支援機能を強化し、子育てケアマネジメントを実施します。

(延べ人数)

地域子育て支援拠点事業	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	29,482	30,801	28,793	27,990	27,130
②確保方策	29,482	30,801	28,793	27,990	27,130
(施設か所数)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)
②(供給)－①(需要)	0	0	0	0	0

②訪問系事業

【乳児家庭全戸訪問事業】

保健師や助産師が、生後4ヶ月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。君津市では「新生児の訪問指導」という名称で実施しています。

訪問を必要とする全ての家庭に対して、保健師が訪問できるよう、訪問実績等踏まえて、人材の育成を図ります。

(実人数)

乳児家庭全戸訪問事業	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	514	498	481	466	449
②確保方策	514	498	481	466	449
②(供給)－①(需要)	0	0	0	0	0

【養育支援訪問事業】

本市では、「児童虐待防止対策事業」という名称で、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を対象に、保護者の育児、家事等の能力を向上させるため、相談や育児・家事支援を行っています。

支援を必要とする全ての家庭に対して、職員が対応できるよう、支援実績を踏まえて、人材の育成を図ります。

(延べ訪問件数)

養育支援訪問事業	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	379	379	379	379	379
②確保方策	379	379	379	379	379
②（供給）－ ①（需要）	0	0	0	0	0

③通所系事業

【子育て短期支援事業】

子育て短期支援事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

利用意向を踏まえて、サービス提供事業者の参入及び連携を促進します。

(延べ人数)

子育て短期支援事業	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保方策	32	32	32	32	32
②（供給）－ ①（需要）	17	17	17	17	17

【一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

現在の保育園の一時預かり事業や、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用意向を踏まえて、新規開設を検討します。

(延べ人数)

一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	12,749	12,912	12,130	11,938	11,407
②確保方策	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
②(供給)－①(需要)	251	88	870	1,062	1,593
一時預かり事業 (幼稚園以外)	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	2,219	2,126	2,036	1,986	1,911
②確保方策	4,140	4,140	4,140	4,140	4,140
②(供給)－①(需要)	1,921	2,014	2,104	2,154	2,229

【時間外保育事業】(延長保育)

保護者の就労時間や就労形態に対応し、保育所や認定こども園において、保育時間(8時間・11時間)を超える時間帯の保育を行う事業で、市内保育園では全園実施しています。

現在の利用状況や利用意向を踏まえて、開園時間の見直しを行います。

(実人数)

時間外保育事業	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	323	334	312	306	295
②確保方策	340	340	340	340	340
②(供給)－①(需要)	17	6	28	34	45

【病児・病後児保育事業】

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

現在、病児・病後児対応型を実施しており、今後も事業の周知を図るとともに、利用状況や利用意向を踏まえて、新規開設やサービスの提供方法について検討します。

(延べ人数)

病児・病後児保育事業	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	190	200	244	299	348
②確保方策	870	870	870	870	870
②（供給）－ ①（需要）	680	670	626	571	522

【放課後児童健全育成事業】（放課後児童クラブ）

労働などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学校へ通う児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

現在の利用状況等を踏まえて、各クラブへの運営補助を行います。

また、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの整備が重要となります。

原則、新しく整備する場合は余裕教室を利用しますが、学校の再編状況を勘案しながら、児童が安全な場所で安心して放課後の時間を過ごせるよう、整備を検討していきます。

(実人数)

放課後児童健全育成事業		推計				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	低学年	438	446	442	448	458
	高学年	210	220	240	258	279
②確保方策		700	700	700	740	740
②（供給）－ ①（需要）		52	34	18	34	3

④その他の事業

【ファミリー・サポート・センター事業】

市が設置するファミリーサポートセンター（平成26年7月から実施）が、育児の援助を受けたい者（利用会員）と、育児の援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例には、子どもの預かりや送迎などがあります。

協力会員の拡大を目指すとともに、様々な預かりに対応するため、研修の充実による協力会員個人のスキル向上を目指します。

事業内容についての情報の提供を行い、提供する人材の確保に努めるとともに、サービスの利用促進を図ります。

（延べ人数）

ファミリー・サポート・センター事業	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	682	655	637	618	598
②確保方策	700	700	700	700	700
②（供給）－ ①（需要）	18	45	63	82	102

【妊婦健康診査】

母子健康手帳に「妊婦健康診査受診票・助成券」を添付し、妊婦健康診査費用の一部（14回分）を助成しています。

手帳配布時に、事業内容の説明を行い、健康診査の受診率の向上を図ります。

（実人数）

妊婦健康診査	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	514	498	481	466	449
②確保方策	514	498	481	466	449
②（供給）－ ①（需要）	0	0	0	0	0

【実費徴収に係る補足給付】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

幼稚園（新制度未移行園）における、低所得者世帯等の子どもに対しては副食材料費に要する費用の補助を対象とし、他の費用の助成についても検討していきます。

【多様な主体の参入促進事業】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を補助する事業。

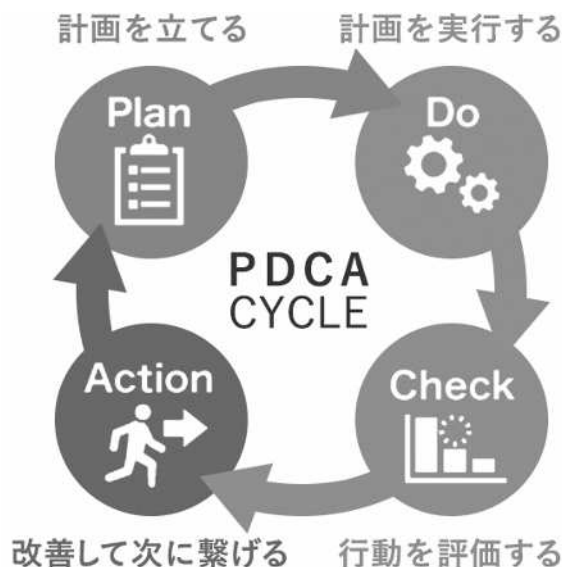
国が示す具体的内容にしたがって検討を進めます。

第6部 計画の推進体制

1 計画の進捗状況の把握

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「君津市子ども・子育て会議」にて、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、多様な変化に対応するため、継続的改善をすることでより良い施策にし、子育て環境の充実を図ります。



2 地域、関係機関・団体との連携と協働

計画の着実な推進のためには、市と、地域、関係機関・団体の様々な立場の方たちとの役割分担や協働が不可欠です。また、市民の皆様にご協力いただきながら進めていくこともあります。

市においては、関連する計画も複数であり、様々な部署において取り組む施策があります。行政内部での情報の共有化、連携をいままで以上強化することにより、この計画の効率的で着実な推進につながります。

そのうえで、地域の方々及び地域の子育て支援にかかわる貴重な活動との役割分担を適切に行うことで、子育て・子育てにかかわる多様なニーズに対応したきめ細かで柔軟な、子育て支援が可能となります。

3 計画の実施状況の点検・評価

計画の適切な進行管理を行うために、君津市子ども・子育て支援計画推進委員会を中心に、毎年度施策の実施状況を把握するとともに、点検・評価にあたっては、君津市子ども・子育て会議に諮り、結果についてホームページへの掲載などにより市民に周知し、今後の計画の推進や見直しに反映させていきます。

4 君津市子ども・子育て会議

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき条例により市長の附属機関として設置した「君津市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

資料編

第1節

君津市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第1項において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、君津市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に建議することができる。

（組織）

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者

3 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第2節

君津市子ども・子育て会議委員名簿

平成31年4月1日（◎は会長、○は副会長）

No.	選 出 区 分	役 職 等	氏 名
1	保育士等養成機関代表	清和大学短期大学部 准教授	たけうち なおと ◎竹内 直人
2	児童相談所代表	千葉県君津児童相談所 所長	おぐま ただし 小熊 良
3	民生・児童委員代表	君津市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	ほそかわ なおこ ○細川 尚子
4	私立幼稚園代表	学校法人 暁星国際学園 暁星君津幼稚園	あおやぎ ひさえ 青柳 久恵
5	公立保育園代表	君津市立 人見保育園 園長	おの みちえ 小野 美智江
6	私立保育園代表	社会福祉法人 君津福祉会 君津保育園 副園長	みずの 水野 ひさえ
7	児童発達支援センター代表	児童発達支援センター きみつ愛児園 園長	まきの なおみ 牧野 尚美
8	学童保育クラブ代表	小櫃小学校学童クラブ	とりい ふさこ 鳥居 房子
9	地域子育て支援関係者代表	ママの笑顔を考える会 代表	さとう たまこ 佐藤 玉子
10	子育て支援センター代表	君津市子育て支援センター 所長	なかばやし ちはる 中林 千春
11	商工会議所代表	君津商工会議所 総務課	あそ まりこ 阿曽 まり子
12	日本労働組合総連合会 連合千葉南総地域協議会代表	連合千葉南総地域協議会	ひらもと ゆうじ 平本 祐司
13	子どもの保護者	公募による	たかはし ゆきえ 高橋 由恵
14	子どもの保護者	公募による	うめもと あつこ 梅本 敦子

※計画策定時の委員名簿になります

第3節

第2期君津市子ども・子育て支援計画検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づき、君津市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を検討及び調整するため、君津市子ども・子育て支援事業計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認めること。

（構成）

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、児童家庭課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 検討委員会の庶務は、保健福祉部児童家庭課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表 委員名簿

所 属	職名
総務課	課長
企画課	課長
財政課	課長
子育て支援課	課長
	こども家庭相談室長
厚生課	課長
障害福祉課	課長
健康づくり課	課長
学校教育課	課長
生涯学習文化課	課長

第4節

策定経過

年 月 日	事 項
H30・12・10	二一ズ調査実施 1. 市内の就学前のお子さんがある世帯 : 1,300世帯 2. 市内の就学児童（1～3年生）がいる世帯：700世帯
H31・3・27	平成30年度 第2回君津市子ども・子育て会議 （二一ズ調査結果の報告）
R1・8・20	庁内関係部局への意見照会 （事業内容の見直し）
R1・11・14	君津市子ども・子育て支援計画推進委員会 （事業内容の見直し）
R1・11・14	第1回第2期君津市子ども・子育て支援計画検討委員会 （支援計画素案について）
R1・11・19	令和元年度 第1回君津市子ども・子育て会議 （支援計画素案について）
R1・11・22	主管課長会議
R1・11・25	庁議
R1・11・29	子ども・子育て会議委員への意見聴取 （支援計画素案について）
R1・12・3	第2回第2期君津市子ども・子育て支援計画検討委員会 （支援計画素案について）
R●●●●～ R●●●●	まちづくり意見公募手続き（パブリックコメント）実施
R●●●●	第3回第2期君津市子ども・子育て支援計画検討委員会 （支援計画最終案について）
R●●●●	令和元年度 第2回君津市子ども・子育て会議 （支援計画最終案について）

《第2期君津市子ども・子育て支援計画》

発行年月 令和●年●月

編集・発行 君津市保健福祉部子育て支援課

T E L (0439) 56-1184

F A X (0439) 56-1220

U R L <https://www.city.kimitsu.lg.jp/>

〒299-1192

千葉県君津市久保2-13-1
